

## ドイツ少年裁判所法および同法基準

土井, 政和  
九州大学法学部教授

武内, 謙治  
九州大学大学院法学部研究科博士課程 | 九州大学法学部教授, 九州大学大学院法学部研究科博士課程

九州少年法研究会

<https://doi.org/10.15017/2081>

---

出版情報 : 法政研究. 64 (1), pp.177-248, 1997-07-21. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## ドイツ少年裁判所法および同法基準

## 九州少年法研究会

はしがき

本資料は、一九九七年四月二日にドイツ連邦共和国連邦司法省より送付された原典に基づき、一九九七年四月一日現在妥当している少年裁判所法 (Jugendgerichts-gesetz) およびその基準 (Richtlinien zum Jugendgerichtsgesetz) を訳出したものである。<sup>1)</sup> 翻訳にあたっては、武内謙治 (九州大学大学院法学研究科博士課程在学中、日本学術振興会特別研究員) が下訳したものに土井政和が加筆訂正を加えた。

資料

ドイツ連邦議会は、一九九〇年六月二〇日、「少年裁判所法第一次改正法」を可決し、続いて七月六日、連邦参議院が同法を可決した。今回改正された少年裁判所法は、一

九九〇年八月三〇日に公布、同年十二月一日から施行されている。

非定式的処理のために定式的な制裁を放棄することがどの程度刑事政策的意義を有しているかという問題に関する研究は、「実務において多様に試された新しい社会内処分 (援護指示、社会訓練コース、行為者―被害者―和解) が、累犯危険性を高めることなしに、伝統的な制裁 (罰金、少年拘禁、少年刑) に広く代替しうることを示した。」「少年刑法の施設内制裁 (少年拘禁や少年刑) ならびに未決勾留が、少年の成長にとって害を及ぼす副作用を有しうることは、以前から知られている」。<sup>2)</sup> このような認識に一九八九年の政府草案が立っていることから明らかなように、一九九〇年第一次改正法は、「ダイヴァージョン」と「新しい社会内処分」との活用により特徴づけられる、一九七〇年代終りからのいわゆる「実務による少年刑法改革」、「少年刑法の内的改革」による成果を受けて、それを立法的に汲み上げたものである。

主に改正が図られたのは、具体的には、以下の諸点である。すなわち、①社会内処分の可能性の拡充 (第一〇条)、②不定期の少年刑の廃止、③保護観察のための刑の

延期の拡大(第二二条)、④少年拘禁の縮小(第一六条)、⑤少年、特に一四歳、一五歳の少年に対する未決勾留の制限(第七二条)、⑥少年審判補助機関の機能の改善(第三八条)、⑦手続中止規定を用いたダイヴァージョン可能性の拡充(第四五条、第四七条)である。

一九八九年政府草案に付された理由書によれば、これらの改正は、従来から少年刑法の指導理念とされてきた「教育思想」の強化を目的とする。<sup>(3)</sup>

しかし、「少年裁判所法第一次改正法は、最近行われた『実務による少年裁判所法改革』を安定させ、その統一ならびに若干の明白な欠陥を取り除くことに寄与するだけで我慢している。したがってそれは、中間決済として捉えられる。しかし、必要である少年刑法上の新概念は生まれていない」<sup>(4)</sup>、「新しい規定は、実際のところ『完熟』したものであるが、少年刑事司法に携わる実務家ならびに理論家にとつてはほとんど新しいものをもっていない」<sup>(5)</sup>とされ足させるものではあるが、喜ばせるものではない<sup>(5)</sup>とされるように、第一次改正法に関して全面的に積極的な評価がなされているわけではない。財政的事情もあり、一九五三年法の基本的枠組みの維持を前提として立法作業が進めら

れたこと、したがって少年刑の要件としての少年の「有害な性向」や「青年」の処置などの本質的議論は、「第二次改正法」へと先送りされたこと、<sup>(6)</sup>経験的手法を用いた犯罪学的実証研究の興隆により、未決勾留や自由剝奪処分は成人よりも少年の方が頻繁に科されていることがすでに明らかにされていたにもかかわらず、「教育」の名の下における少年の劣悪な地位をいかにケアするかが立法的に議論されなかったことなどがこのような一定の消極的評価の背景にある。

連邦議会は、第一次改正法案決議の際に、一九九二年一月一日までに第二次改正法案を提出するよう、連邦政府に勧告しているが、現在までその法律案は提出されていない。しかし、議会の外においては、DVJJ提案<sup>(7)</sup>、AWO提案をすで見えており、現在、本質的事項をも含めた第二次改正法に向けての活発な議論が行われているといえる。<sup>(9)</sup>

なお、一九九〇年第一次改正法は、その後、他の法律の改正に伴って若干の改正を受けている。まず、一九九三年一月一日の司法の負担軽減に関する法律(Gesetz zur Entlastung der Rechtspflege)により第三三条第三項が削除され、以前の第四項が第三項となっている。また、これ

により第三三条 a、b、第一〇九条第三項が挿入され、第

一〇七条が編集上改正、第一〇八条第三項第一文が改正されている。次に、一九九三年二月一六日の社会法典第八編の改正に関する法律 (Gesetz zur Änderung des 8. Buchs Sozialgesetzbuch) により、第九条第二号が編集上改正、第一二条が改正、第三五条第一項第一文、同第二項第一文、同第三項第一文、同第四項が編集上改正、第五五条第一項第二文が編集上改正されている。そして最後に、一九九四年一〇月二八日の刑法典、刑事訴訟法ならびにその他の法律 (犯罪対策法) の改正に関する法律 (Gesetz zur Änderung des StGB, der StPO und anderer Gesetze (Verbrechensbekämpfungsgesetz)) によって、第一〇九条第二項第三文が挿入されている。

「少年裁判所法に関する基準」は、一九五五年に州司法行政庁により取り決められ、発布されたものである。この「基準」は、その序文に見られるように、行政規則として検察官を拘束するもので、裁判所を拘束するものではない。この「基準」に関しても、一九九四年に改正がなされており、現在は、一九九四年四月一四日、一五日の司法相会議の刑法委員会により承認されたものが、一九九四年八月一

日から施行されている。

(1) わが国において、少年裁判所法第一次改正法を紹介したものとして、以下の文献がある。丸山雅夫「ドイツの少年裁判所法について」南山法学一六卷三・四号(一九九三)一三七頁以下、後藤弘子「ドイツの少年裁判所法について」澤登俊雄編著『世界諸国の少年法制』成文堂(一九九四)二〇三頁以下、比嘉康光「ドイツ少年刑法改正概観」『刑事法学の歴史と課題』法律文化社(一九九四)五九一頁以下、同「ドイツ少年刑法について(上)」「ドイツ少年刑法について(下)」『ケース研究二四五号(一九九六)二頁以下、二四九号(一九九六)二頁以下。一九七〇四月一日現在のドイツ少年裁判所法の条文訳については、「ドイツ連邦共和国少年裁判所法」家庭裁判月報二四巻五号(一九七二)一三七頁以下があり、本資料の翻訳にあたり参照させていただいた。また、土井は、比較少年法研究会(代表、澤登俊雄国学院大学教授)に参加させていただき、特にドイツの少年法制の共同研究にたずさわった。その際、比較少年法研究会の会員諸氏から多くの教示を受けた。丸山雅夫教授による第一次改正法の試訳(未公刊)もその一つである。記して謝意を表したい。

(2) Bundesregierung, Entwurf eines Ersten Gesetzes zur Änderung des Jugendgerichtsgesetzes (I. JGGÄndG) vom 27. 11. 1989. BT-Drs. 11/5829 S.1, vgl. BT-Drs. 11/5829 S.11.

- (3) Vgl. BT-Drs. 11/5829 S.11.
- (4) Wolfgang Heinz, Das Erste Gesetz zur Änderung des Jugendgerichtsgesetzes (1. JGGÄndG). ZRP 1991 S.186.
- (5) Alexander Böhm, Zur Änderung des Jugendgerichtsgesetzes. NJW 1991 S.534.
- (6) Vgl. BT-Drs. 11/5829 S.14f. 438' vgl. Antrag der Fraktion der SPD vom 28. 6. 1989. BT-Drs. 11/4891 S.1f.
- (7) Für ein Jugendgerichtsgesetzes. Vorschläge der DVJJ-Kommission zur Reform des Jugendkriminalrechts., DVJJ-Journal 1-2/1992 S.4ff.
- (8) Arbeiterwohlfahrt Bundesverband e. V., Jugend ohne Zukunft? - Befähigen statt Strafen-. Bonn 1993.
- (9) しかし、極石少年への厳罰化を求める声や、包括的犯罪対策立法の中で少年犯罪をめぐる論議など、少年刑法に関する近時の政治的、立法的動向は揺れ動いている。vgl. Initiativer der CDU/CSU-Bundestagsfraktion gegen Gewalt und Extremismus. DVJJ-Journal 2/1993 S.103ff. 犯罪対策法に関しては、川出敏裕「ドイツ犯罪対策法(上)(下)」ジュリスト一〇七七号(一九九五)一〇三頁以下、一〇七八号(一九九五年)五一頁以下を参照。極石少年をめぐる議論に関しては、ハインツ・シュツヒ、石塚伸一(訳)「ドイツにおける青少年の極石的暴力行為」北九州大学法政論集二四卷一号(一九九六)八五頁以下も参照。また、「教育思想」をめぐる議論を中心とした近時の動向に関しては、川出

敏裕「ドイツにおける少年法制の動向」ジュリスト一〇八七号(一九九六)八六頁以下を参照。

### ドイツ少年裁判所法 (Jugendgerichtsgesetz)

#### 第一編 適用範囲

第一条 (人的、物的な適用範囲) (1) 本法は、少年

(Jugend) 又は青年 (Heranwachsende) が、一般規定により刑罰を科せられる非行 (Verfehlung) を犯したときに適用される。

(2) 少年とは、行為時に一四歳以上一八歳未満の者をいう。青年とは、行為時に一八歳以上二一歳未満の者をいう。

第二条 (一般法の適用) 一般法の諸規定は、本法中に別段の規定がない限りにおいてのみ適用される。

#### 第二編 少年

## 第一章 少年の非行及びその効果

### 第一節 一般規定

**第三条 (責任)** 少年は、その道徳的、精神的発達にもとづき、行為時に行為の違法性を理解し、かつその弁識に従い行為するのに十分なほど成熟しているときは、刑法上有責である。成熟性が欠けるために刑法上有責でない少年の教育について、裁判官は、後見裁判官がなすのと同様の処分を命ずることができる。

**第四条 (少年の行為の法的分類)** 少年による違法行為の重罪、軽罪の区別、時効期間については、一般刑法の規定による。

**第五条 (少年による犯罪行為に対する効果)** (1) 少年による犯罪行為を理由としてこれに教育処分を命ずることができる。

(2) 少年の犯罪行為に対し、教育処分では十分でないときは、懲戒処分又は少年刑が科せられる。

(3) 精神病院又は禁絶治療施設への収容により裁判官による懲罰 (Ahndung) が不必要とされるときは、懲戒処分及び少年刑は科せられない。

**第六条 (附随効果)** (1) 公職への就任、公選による権利の獲得、又は公共の事項につき選挙もしくは投票を行うことについての無資格の言い渡しは、これをしてはならない。有罪判決の公示はこれを命じてはならない。

(2) 公職への就任及び公選による権利を得ることに関する資格喪失 (刑法第四五条一項) は生じない。

**第七条 (改善及び保安の処分)** 一般刑法の意味における改善及び保安の処分として、精神病院、禁絶治療施設への収容、行状監督又は運転免許の剥奪は、これを命ずることができる (刑法第六一条第一号、第二号、第四号、第五号)。

**第八条 (処分及び少年刑の併合)** (1) 教育処分と懲戒処分とは、複数の教育処分又は複数の懲戒処分同様、これを同時に命じることができる。少年拘禁は、第一二条第二号による教育のための援助の命令と併合してはならない。

(2) 裁判官は、少年刑とならんで、指示、遵守事項及び教育扶助 (Erziehungsbeistandschaft) のみを命じることができる。少年が保護観察にふさされている場合には、同期間の教育扶助は保護観察期間が満了するまで停止する。

(3) 裁判官は、教育処分、懲戒処分及び少年刑とならん

で、本法により許された付加刑及び付随的効果を言い渡すことができる。

よう努力すること、

八、特定の者との交際又は飲食店もしくは娯楽場への立ち入りをやめること、

九、交通安全講習に参加すること。

## 第二節 教育処分

第九条（種類） 教育処分は、次のものをいう。

- 一、指示の賦課、
- 二、第一二条の意味における教育のための援助を行なう命令。

第一〇条（指示） (1) 指示とは少年の生活態度を規整

し、それにより少年の教育を促進し保障する命令及び禁止をいう。その際、少年の生活態度につき期待しえない要求をしてはならない。裁判官は、少年に特に次のものを科することができる。

- 一、居住場所に関する指示を遵守すること、
- 二、一定の家庭又はホーム (Heim) に居住すること、
- 三、職業訓練又は労働に就くこと、
- 四、労務を提供すること、
- 五、特定の者（援護者）の援護及び監督に服すること、
- 六、社会訓練コースへ参加すること、
- 七、被害者との和解（行為者―被害者―和解）に達する

(2) 裁判官は、教育権者及び法定代理人の同意を得て、少年に専門家による治療教育的な処遇又は禁絶治療を受けさせることもできる。少年が一六歳に達している場合、これらの措置は少年の同意を得てのみ行われなければならない。

第一一条（指示の継続期間及び事後的変更、違反に対する効果） (1) 裁判官は指示の継続期間を定める。期間は二年を超えてはならない。期間は、第一〇条第一項第三文第五号による指示については一年を、第一〇条第一項第三文第六号による指示については六月を超えてはならない。

(2) 教育上の理由から必要がある場合には、裁判官は指示を変更、解除し、又はその期間を三年まで延期することができる。

(3) 少年が有責な違反行為に対する効果について教示を受けていた場合において、少年が有責に指示に従わないときには、少年拘禁を科することができる。これにより科され

る少年拘禁は、一度の有罪言渡しの際に全体で四週間を超えてはならない。拘禁を賦課された後に少年が指示を履行する場合、裁判官は少年拘禁の執行を見合わせる。

**第十二条**（教育のための援助） 裁判官は、少年局の意見を聴いたうえで、社会法典第八編に規定する要件に従い、少年に次の教育のための援助を請求するよう命じることができる。

- 一、社会法典第八編第三〇条の意味における教育扶助（Erziehungsbeistandhaft）の形態での援助、又は
- 二、社会法典第八編第三四条の意味における昼夜対応施設又は特殊援護的な住居形態での援助。

### 第三節 懲戒処分

**第十三条**（種類と適用） (1) 裁判官は、少年刑は必要ないが、少年に自ら犯した不法に関し責任を負わなければならないことを強く自覚させなければならない場合、その犯罪行為につき懲戒処分を科する。

(2) 懲戒処分とは、次のものをいう。

一、戒告（Verwarnung）

二、遵守事項の賦課

三、少年拘禁

(3) 懲戒処分は刑罰の法的効果を有さない。

**第十四条**（戒告） 戒告により、少年に行為の不法性が強く訓戒されなければならない。

**第十五条**（遵守事項） (1) 裁判官は少年に次のものを科することができる。

- 一、力の限り行為によって生じた損害を回復すること、
  - 二、被害者に自ら直接謝罪すること、
  - 三、労務を提供すること、又は
  - 四、公共施設のために金額を支払うこと。
- その際、少年に期待できない要求をしてはならない。
- (2) 次の場合にのみ、裁判官は金額の支払いを命じなければならない。

一、少年が軽微な非行を犯し、かつ少年が独立して自由に処分できる財産から金額を支払うことが認められる場合、又は、

二、少年から、犯行により得た利益又はその行為の対価として得た報酬が剝奪されなければならない場合。

(3) 教育上の理由から必要である場合、裁判官は事後的に遵守事項を変更し、又はその履行を全部もしくは一部に



において免除することができる。遵守事項の有害な不履行に際しては、第一条第三項を準用する。少年拘禁が執行された場合、裁判官は遵守事項の全部又は一部を免除する旨の宣告をなすことができる。

**第一六条（少年拘禁）** (1) 少年拘禁とは、休日拘禁、短期拘禁及び継続拘禁をいう。

(2) 休日拘禁は、少年の毎週の休日に科され、一回の休日又は二回の休日で量定する。

(3) 教育上の理由から連続的執行が合目的と思料され、かつ少年の職業教育又は労働に支障がない場合、休日拘禁に代わり短期拘禁が科される。この場合、二日間の短期拘禁は一回の休日拘禁と同じである。

(4) 継続拘禁は、最短一週間、最長四週間とする。継続拘禁は、満一日、満一週間として量定する。

#### 第四節 少年刑

**第一七条（形式と要件）** (1) 少年刑は少年刑務所（Jugendstrafanstalt）における自由剝奪である。

(2) 裁判官は、行為に現れた少年の有害な性向からみて教育処分又は懲戒処分では教育上十分でない場合、又は責

任が重大であるために刑罰が必要である場合に、少年刑を科す。

**第一八条（少年刑の期間）** (1) 少年刑は下限六月、上限五年とする。一般刑法により一〇年を超える自由刑が最高刑として規定されている重罪が行為に関し問題となる場合、上限は一〇年とする。一般刑法の刑期は、これを適用しない。

(2) 少年刑は必要な教育効果が可能であるよう量定されなければならない。

#### 第一九条 削除

#### 第五節 保護観察のための少年刑の延期

#### 第二〇条 削除

**第二一条（刑の延期）** (1) 一年を超えない少年刑の言渡しに際し、裁判官は、有罪言渡しが少年にとって訓戒に資し、行刑による感化がなくても保護観察期間中の教育的作用のもとで、将来誠実な行状が期待されるときは、保護観察のために刑の執行を延期する。このとき、特に少年の人格、生活歴、犯行の事情、犯行後の態度、生活環境、刑の延期により少年に期待される効果を考慮に入れるものとす

る。

(2) 裁判官は、少年の成長を考慮して、刑の執行が必要でないときは、第一項の要件のもと、より長期の二年を超えない少年刑の執行であつても保護観察のために延期する。

(3) 刑の延期を少年刑の一部に限定することはできない。刑の延期は、未決勾留又はその他の自由剝奪の算入によつて排除されない。

**第二二条 (保護観察期間)** (1) 裁判官は保護観察の期間を定める。保護観察期間は、三年を超えてはならず、二年を下回つてはならない。

(2) 保護観察期間は、少年刑の延期に関する裁判の確定とともに始まる。保護観察期間は、これを事後的に一年まで短縮、又は満了前に四年まで延長することができる。但し、第二一条第二項の場合には、保護観察期間は二年までしか短縮することができない。

**第二三条 (指示と遵守事項)** (1) 裁判官は保護観察期間中、指示を通して少年の行状に教育的な感化を及ぼさなければならぬ。裁判官は少年に遵守事項を課すこともできる。裁判官はこの命令を事後的にも賦課、変更することができる。又は取り消すことができる。第一〇条、第一一条

第三項及び第一五条第一項、第二項、第三項第二文は、これを準用する。

(2) 少年が自己の将来の行状に関し確約をし、又は自ら犯した違法行為の補償に資する相応の給付を申し出た場合において、その確約又は申出の履行が期待できるときは、裁判官は原則として、当該指示又は遵守事項を暫定的に見合わせる。

**第二四条 (保護観察)** (1) 裁判官は、保護観察期間中、少年を最長二年間、専任の保護観察官による監督・指導の下に置く。裁判官は、教育上の理由から合目的と思料するときは、少年を名誉職の保護観察官の下に置くこともできる。第二二条第二項第一文は、これを準用する。

(2) 裁判官は第一項によりなされた決定をその措置の満了前に変更し、又は取り消すことができる。裁判官はまた、保護観察期間中に新たに少年の観護 (Unterstellung) を命じることができる。この場合、第一項第一文において決定された期間の上限を超えることができる。

(3) 保護観察官は少年を援助し、保護しながら、これを支援する。保護観察官は、裁判官と協力して、指示、遵守事項、確約、申出の履行を監督する。保護観察官は、少年

の教育を促進し、可能な限り教育権者及び法定代理人と信頼関係をもって、協力しなければならない。保護観察官は、その職務の遂行にあたり、少年に面接する権利をもつ。保護観察官は、教育権者、法定代理人、学校、又は職業訓練指導者 (Ausbildenden) に少年の行状に関する情報を求めることができる。

**第二五条** (保護観察官の任命及びその義務) 保護観察官は、裁判官によって任命される。裁判官は、保護観察官に第二四条第三項による活動に関する指示を与えることができる。保護観察官は、裁判官が定めた間隔において、少年の行状に関する報告を行う。保護観察官は、指示、遵守事項、確約、又は申出に対する少年の重大な又は執拗な違反を裁判官に報告する。

**第二六条** (刑の延期の取り消し) (1) 裁判官は、次の場合、少年刑の延期を取り消す。

一、少年が保護観察期間中に犯罪行為を犯し、それにより刑の延期の根拠となっていた期待が実現されていないことが明らかになった場合、

二、少年が指示に対し重大な又は執拗な違反をなし、又は保護観察官の監督・指導を執拗に拒み、かつそのこ

とにより新たに犯罪行為が犯される懸念が根拠付けられる場合、

三、少年が遵守事項に対し重大な又は執拗な違反をした場合。

第一文第一号は、刑の延期に関する決定とその確定との間に行為が犯された場合に、これを準用する。

(2) 但し、次のもので足りる場合には、裁判官は取り消しを見合わせるものとする。

一、さらなる指示又は遵守事項を賦課すること、

二、保護観察期間又は観護期間を最長四年まで延期すること、

三、少年を保護観察期間の満了前に新たに保護観察官の下に置くこと。

(3) 少年が指示、遵守事項、確約又は申出 (第二三条) を履行するのに要した支出については、償還されない。但し、裁判官は、刑の延期を取り消した場合、少年が遵守事項又は当該申出を履行するのに要した支出を少年刑に算入することができる。

**第二六条 a** (少年刑の免除) 裁判官が刑の延期を取り消さなかった場合、裁判官は、保護観察期間の満了後に、

少年刑を免除する。この場合、第二六条第三項第一文を適用するものとする。

## 第六節 少年刑の宣告猶予

**第二七条 (要件)** 可能な限りの調査を尽くしても、少年の犯罪行為の中に少年刑を必要とする程度の有害な性向が表れているかどうかを確実に判断できない場合には、裁判官は、少年の有罪を確定したうえ、裁判官の決定する保護観察期間、少年刑を科する裁判を延期することができる。

**第二八条 (保護観察期間)** (1) 保護観察期間は、二年を超えてはならず、また一年を下回ってはならない。

(2) 保護観察期間は、少年の有罪が認定された判決の確定とともに始まる。保護観察期間は、事後的に一年にまで短縮することができ、またその期間の満了前に二年まで延長することができる。

**第二九条 (保護観察)** 少年は、保護観察期間の全部又は一部の間、保護観察官の監督、指導に服する。第二三条、第二四条第一項第一文、第二文、第二項、第三項、第二五条、第二八条第二項第一文の規定はこれを準用する。

資料  
**第三〇条 (少年刑の賦課、有罪言渡しの抹消)** (1) 特

に保護観察期間中における少年の不良な行状により、有罪の言渡しにおいて非難された行為が少年刑を必要とする程度の有害な性向に起因することが判明した場合には、裁判官は、有罪言渡しの時点において少年の有害な性向について確実な判断ができたならば言い渡したと史料する刑を言い渡す。

(2) 保護観察期間の満了後に第一項の要件が存しなときは、有罪の言渡しは抹消される。

## 第七節 数個の犯罪行為

**第三一条 (一人の少年の数個の犯罪行為)** (1) 一人の少年が数個の犯罪行為を犯した場合においても、裁判官は、統一的に教育処分、懲戒処分又は一個の少年刑を定める。

本法が許す限りにおいて(第八条)、異種の教育処分及び懲戒処分を併せて命じることができ、又は処分と刑とを結び付けることができる。この場合、少年拘禁及び少年刑の法律上の上限を超えてはならない。

(2) 少年に対しその犯罪行為の一部を理由としてすでに有罪が確定し、又は教育処分、懲戒処分もしくは少年刑が確定してはいるが、まだその全部が完全に実施され、執行

され、又は終了するに至っていないときは、前の判決を含めて前項と同様の方法で、統一的に処分又は少年刑を言渡すものとする。少年刑を言渡す場合において、すでに執行された少年拘禁を算入するかどうかは、裁判官の裁量に委ねられる。

(3) 教育上の理由から合目的であるときは、裁判官は、すでに判決のあった犯罪行為を新たな裁判の中に含めることを見合わせるができる。その場合、裁判官が少年刑を言い渡すときは、教育処分及び懲戒処分がすでに終了した旨の宣告をなすことができる。

**第三二条**（異なった年齢・成熟段階における数個の犯罪行為） 同時に判決が言い渡されるべき数個の犯罪行為のうち、その一部には少年刑法が、他の一部には一般刑法が適用されるべき場合において、少年刑法に従って判断せらるべき犯罪行為に重点があるときは、統一的に少年刑法を適用する。その他の場合は、統一的に一般刑法を適用するものとする。

## 第二章 少年裁判所の構成及び少年刑事手続

### 第一節 少年裁判所の構成

**第三三条**（少年裁判所） (1) 少年の非行については、少年裁判所がこれを審判する。

(2) 少年裁判所とは、少年係裁判官 (Jugendrichter) としての刑事裁判官、参審裁判所 (少年参審裁判所 (Jugendschöffenengericht)) 及び刑事裁判部 (少年裁判部 (Jugendkammer)) をいう。

(3) 州行政庁は、法規命令により、一つの区裁判所の一人の裁判官を数個の区裁判所の区域を統轄する少年係裁判官に任命すること (地区少年係裁判官)、及び一つの区裁判所に数個の区裁判所の管内を統轄する共通の少年参審裁判所を設置することを規定する権限を与えられる。州行政庁は、その権限を法規命令によって州司法行政庁に委譲することができる。

**第三三条 a**（少年参審裁判所） (1) 少年参審裁判所は裁判長としての少年係裁判官と二人の少年参審員から構成される。少年参審員として、各審判手続に一人の男性と一人の女性が関与するものとする。

(2) 審判手続以外の決定に際しては、少年参審員はこれに関与しない。

**第三三条 b** (少年大裁判部又は少年小裁判部) (1) 少年裁判部は、裁判長も含めた三人の裁判官と二人の少年参審員から構成され (少年大裁判部)、少年係裁判官の判決に對する上訴手續においては裁判長と二人の少年参審員から構成される (少年小裁判部)。

(2) 審判手續の開始に際し、事件が裁判所構成法七四條 e の規定を含めた一般規定により参審裁判所 (Schwurgericht) の管轄に属さない場合、又は事件の大きさもしくは困難性により第三の裁判官の協力が必要と思料されなるときは、少年大裁判部は審判において裁判長を含めた二人の裁判官と二人の少年参審員から少年大裁判部が構成されることを決定する。

(3) 第三三条第一項第二文、第二項は、これを準用する。  
**第三四條** (少年係裁判官の任務) (1) 少年係裁判官は区裁判所における裁判官が刑事手續において有するすべての任務を有する。

(2) 少年係裁判官は、可能な限り同時に後見裁判官でもなければならぬ。これができない場合には、少年のため、後見裁判官の教育的任務を少年係裁判官に委譲しなければならぬ。特別の理由から、特に少年係裁判官が複数

の区裁判所の管内に關して任命されているときは、これと異なる取扱いをすることができる。

(3) 後見裁判官の教育的任務は、次のものである。

一、適切な処分により、両親、後見人及び保護人 (Pfleger) を支援すること (民法第一六三一條第三項、第一八〇〇條、第一九一五條)

二、少年に對する危害を予防するための措置を講ずること (民法第一六六六條、第一六六六條 a、第一九一五條)

**第三五條** (少年参審員) (1) 少年裁判所の参審員 (少年参審員) は、裁判所構成法第四〇條に規定されている委員会の四年間の活動期間の繼續中に、少年福祉委員会の推薦に基づいて選任される。この委員会は、男女同数を選ばなくてはならない。

(2) 少年福祉委員会は、少年参審員及び予備参審員として必要な数の少なくとも二倍の男女を同数推薦しなければならない。推薦された候補者は、教育能力があり、かつ少年の教育について經驗を有していなければならない。

(3) 少年福祉委員会が作成した名簿は、裁判所構成法第三六條の意味における候補者名簿として効力を有する。名

簿への登載については、票決権を有する委員の三分の二の同意が必要である。この候補者名簿は、少年局において、一週間の間、誰にでも閲覧に供しななければならない。閲覧に供する時期は、予めこれを公告するものとする。

(4) 少年福祉委員会の作成した候補者名簿に対する異議についての決定ならびに少年参審員及び予備参審員の選任に当たっては、少年係裁判官が参審員選考委員会の議長となる。

(5) 少年参審員は、特に男女を区別して作成する参審員名簿に登載される。

**第三六条** (少年係検察官) 少年裁判所の管轄に属する手続のために、少年係検察官が任命される。

**第三七条** (少年係裁判官及び少年係検察官の選任) 少年裁判所における裁判官及び少年係検察官は、教育的能力があり、かつ少年の教育について経験を有していなければならない。

**第三八条** (少年審判補助) (1) 少年審判補助 (Jugend-gerichtshilfe) は、少年局が少年援助のための諸団体と共同して、これを行う。

(2) 少年審判補助の代表者は、少年裁判所の手続におい

て、教育的、社会的及び保護的な見地から活動する。この目的のために、少年審判補助の代表者は、被疑者の人格、発育及び環境を調査することによって関係官庁を援助し、講ぜらるべき措置について意見を述べる。身柄事件においては、少年審判補助の代表者は、その調査結果につき迅速に報告を行う。審判手続においては、調査を行った少年審判補助の代表者が派遣されなければならない。保護観察官が選任されていない場合においては、少年が指示及び遵守事項を遵守することについて監督する。この場合、重大な違反行為を裁判官に報告する。第一〇条第一項第三文第五号による観護の場合、裁判官が他の者に委任をなさないときは、援護及び監督を行う。保護観察期間中は、保護観察官と緊密に協力する。執行期間中は、少年と絶えず接触を保ち、少年の社会復帰にたずさわる。

(3) 少年審判補助機関は、少年に対する手続全般にわたって関与しなければならない。これは、可能な限り、早期から行われなければならない。指示を賦課する(第一〇条)前には、必ず少年審判補助の代表者の意見を聴かねばならない。援護のための指示が考慮される場合には、少年審判補助の代表者は、援護者として選任されるべき者に関

しても意見を述べなければならない。

## 第二節 管轄

**第三九条**（少年係裁判官の事物管轄権）（1）少年係裁判官は、教育処分、懲戒処分、本法によつて許された附加刑及び附随効果又は運転免許の剝奪のみを言い渡すことが予想され、かつ検察官が刑事裁判官に公訴を提起した場合に限り、少年の非行に関し管轄権を有する。少年係裁判官は、一般規定により成人に関し区裁判所の裁判官が管轄権を有さない場合には、第一〇三条により少年と成人とに結び付けられた事件に関して管轄権を有さない。刑事訴訟法第二〇九条第二項は、これを準用する。

（2）少年係裁判官は、一年を超える少年刑を言い渡してはならない。少年係裁判官は、精神病院への収容を命じてはならない。

**第四〇条**（少年参審裁判所の事物管轄権）（1）少年参審裁判所は、他の少年裁判所の管轄に属さないすべての非行について管轄権を有する。刑事訴訟法第二〇九条は、これを準用する。

資料

（2）少年参審裁判所は、審判手続開始までの間に、事件

の特別の大きさに鑑み少年裁判部が当該事件を受理するかどうかを決定するよう、少年裁判部に対し職権により要請することができる。

（3）少年裁判部の裁判長は、事件の受理決定をする前に、被告人に対し、同人が審判手続開始前に個別的な証拠調べの実施を申請する意思があるかどうかを、一定の期間内に明らかにするよう要求する。

（4）少年裁判部が事件を受理し、又はその受理を却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。事件の受理決定は、手続開始の決定とともにこれを行うものとする。

**第四一条**（少年裁判部の事物管轄権）（1）少年裁判部は、第一審の判決裁判所として、次の事件につき管轄権を有する。

一、裁判所構成法第七四条eの規定を含めた一般法の規定により、陪審裁判所の管轄に属する事件、

二、少年参審裁判所の提案により、事件の特別の大きさに鑑み受理される事件（第四〇条第二項）、及び

三、第一〇三条により少年と成人が併合される事件で、

一般法の規定により成人に関し大刑事部が管轄権を有



する場合。

(2) 少年裁判部は、その他、少年係裁判官及び少年参審裁判所の判決に対する控訴申立に関する審理及び決定に關し管轄権を有する。少年裁判部はまた、裁判所構成法第七三条第一項に挙げられた裁判を行う。

**第四二条 (土地管轄)** (1) 一般手続法又は特別の規定により管轄権を有する裁判官とならんで、次の裁判官は管轄権を有する。

- 一、被疑者のために後見裁判官の教育的任務を負う裁判官、
  - 二、公訴提起時に、身柄を拘束されていない被疑者が居住している土地を管轄する裁判官、
  - 三、被疑者が少年刑の執行を完全に受け終わっていない場合における、執行指揮者としての任務を負う裁判官
- (2) 檢察官は、可能な限り、後見裁判官として教育的任務を負う裁判官に公訴を提起しなければならない。但し、被疑者が少年刑の執行を完全に受け終わっていないときは、執行指揮者としての任務を負う裁判官のもとに公訴を提起しなければならない。
- (3) 被告人がその居所を変更した場合、裁判官は、檢察

官の同意を得て、被告人が居住している土地を管轄する裁判官のもとに事件を移送することができる。事件の移送を受けた裁判官が、それを受理することについて疑いをもつた場合は、共通の上級裁判所がこれについて決定する。

**第三節 少年刑事手続**

**第一款 準備手続**

**第四三条 (調査の範囲)** (1) 手続の開始後可能な限りすみやかに被疑者の生活関係、家族関係、成育歴、既往の行状、ならびにその心的、精神的及び性格的特質を判断するの役に立ちうるすべての事情を調査しなければならない。教育権者、法定代理人、学校当局及び職業教育指導者は、可能な限り意見を聴取されなければならない。学校又は職業教育指導者の意見の聴取は、少年がそれにより望ましくない不利益、特に職業教育の場又は職場を失うような不利益を受けるおそれがある場合には、これを行わないものとする。第三八条第三項が注意されねばならない。

(2) 必要がある場合には、特に被疑者の成長状態又は手続にとって重要なその他の特質を調査するために、被疑者の調査が行われねばならない。可能な限り少年の調査に關

し資格のある専門家に命令の実施が委託されなければならない。  
い。

**第四四条**（被疑者の尋問） 少年刑の賦課が予想される場合、検察官又は少年裁判所の裁判長は、公訴の提起に先立って、被疑者を尋問しなければならない。

**第四五条**（訴追の見合わせ） (1) 検察官は、刑事訴訟法第一五三条の要件が存する場合、裁判官の同意なしに訴追を見合わせる事ができる。

(2) 教育処分がすでに行われ、又は開始されており、かつ第三項による裁判官の関与も公訴の提起も必要でないと思料する場合、検察官は、訴追を見合わせる。被害者との和解を達成する少年の努力は、教育処分と同等に取り扱う。

(3) 被疑者が自白し、かつ裁判官による処分の命令は必要であるが、公訴の提訴は必要でないと思料する場合、検察官は、少年係裁判官による訓戒、第一〇条第一項第三文第四号、第七号、及び第九号の指示、又は遵守事項を賦課することを提案する。少年係裁判官がその提案に同意した場合は、検察官は、指示又は遵守事項が与えられ、その後少年がそれらを遵守した場合にのみ、訴追を見合わせる。

資料

第一一条第三項及び第一五条第三項第二文は、これを適用

しないものとする。第四七条第三項は、これを準用する。

**第四六条**（捜査の主要な結果） 検察官は、捜査の主要な結果（刑事訴訟第二〇〇条第二項）を起訴状に記載するにあたり、被疑者がそれを知ることにより教育上不利益を招くことのないようにしなければならない。

第二款 審判手続

**第四七条**（裁判官による手続の中止） (1) 公訴が提起されたとき、次の場合に裁判官は手続を中止することができる。

一、刑事訴訟法第一五三条の要件が存する場合、  
二、判決による裁判を不必要にする第四五条第二項の意味における教育処分が、すでに行われ又は開始されている場合、

三、裁判官が判決による裁判を必要でないと思料し、かつ自白した少年に対し第四五条第三項第一文という処分を命ずるとき、又は

四、被告人に成熟性が欠けるために刑法上有責でないとき。

第一文第二号及び第三号の場合、裁判官は検察官の同意

を得て手続を暫定的に中止することができ、少年に最長六月の期間を定めることができる。この期間中に、少年は、遵守事項、指示又は教育処分を履行しなければならない。裁判は、決定による。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。少年が遵守事項、指示又は教育処分を履行した場合には、裁判官は手続を中止する。第一一条第三項及び第一五条第三項第二文は、これを適用しない。

(2) 検察官が事前に暫定的な中止に同意していない場合には、中止には検察官の同意を必要とする。中止決定は、審判手続の中でも行うことができる。中止決定には理由が付されるが、それに対し不服を申し立てることはできない。理由は、それにより教育上の不利益のおそれがある場合には被告人に明示されない。

(3) 同一の行為に対しては、新たな事実又は新たな証拠方法を理由としてのみ新たな公訴を提起することができる。

**第四七条 a (少年裁判所の優先順位)** 少年裁判所は、審判手続の開始後、事件が一般刑事事件の管轄権をもつ同程度又はより低い順位にある裁判所に係属することを理由として、管轄権のないことを宣告してはならない。この場合、第一〇三条第二項第二文及び第三文は無関係である。

**第四八条 (非公開)** (1) 判決裁判所における審理は、裁判の言渡しも含めて、公開されない。

(2) 手続に関与する者とともに、被害者に出席が許され、被告人が保護観察官の監督・指導あるいは援護者の援護・監督に服している場合、又は被告人のために教育扶助者 (Erziehungsbeistand) が附けられる場合、これらの者は出席が許される。少年に対し教育のための援助がホーム又はそれに匹敵する施設で行われている場合、施設の代表者についても、同様である。その他の者については、裁判長は、特別の理由から、特に教育目的のために、出席を許すことができる。

(3) 手続において青年又は成人も訴追されている場合、審理は公開してこれを行う。但し、少年被告人の教育上の利益からみて必要である場合には、公開しないことができる。

**第四九条 (証人及び鑑定人の宣誓)** (1) 少年係裁判官のもとで行われる手続においては、供述が決定的な重要性を有するか、又は真実の供述を得るためにそうすることが必要であると裁判官が思料する場合に限り、証人は宣誓を行う。少年係裁判官は、いかなる場合においても鑑定人の

宣誓を見合わせる事ができる。

(2) 当該手続において青年又は成人も訴追されている場合、第一項の規定は適用されないものとする。

**第五〇条**（審判における出席）(1) 一般法の手続であれば被告人の欠席が許される場合であり、そのことにつき特別の理由があり、かつ検察官が同意した場合に限り、被告人の出席なしに審判を行うことができる。

(2) 裁判長は、教育権者及び法定代理人の召喚も命じなければならぬ。この場合、証人についての召喚、不出頭の効果及び費用に関する諸規定を準用する。

(3) 審判の場所及び期日は、少年審判補助機関の代表者に通知されるものとする。少年審判補助の代表者は、その要求に基づいて発言を許される。

(4) 少年を担当した保護観察官が審判手続に参与する場合、保護観察官は、保護観察期間中における少年の成長に関し、意見を聴取されなければならない。第一文は、少年を担当した援護者及び少年が参加している社会訓練コースの指導者に関し、これを準用する。

資料

**第五一条**（関係者の一時退廷）(1) 裁判長は、少年の教育に不利益を生ずる可能性のある事項について審理が続

けられている間、被告人を審判廷から退席させなければならぬ。裁判長は、被告人の退席中審理した事項につき、これを告げることが彼の防禦にとつて必要であるときは、これを被告人に告知しなければならない。

(2) 裁判長は、被告人の親族、教育権者及び法定代理人を在廷させることに疑念が生じたときは、これらの者をも審判廷から退席させなければならない。

**第五二条 a**（少年拘禁における未決勾留の考慮）少年拘禁が言い渡され、かつ未決勾留又は行為を理由に受けたその他の自由剝奪により少年拘禁の目的の全部又は一部が達成されているときは、裁判官は、少年拘禁の執行の有無又はその限度を判決の中で言い渡すことができる。

**第五二条 a**（少年刑における未決勾留の算入）(1) 手続の対象となつており又は対象であつた行為を理由として、被告人が未決勾留又はその他の自由剝奪を受けた場合、それらは少年刑に算入される。但し、裁判官は、行為後の被告人の行状に鑑み、又は教育上の理由から算入が正当化できない場合には、その全部又は一部を算入しないことを命じることができる。特に自由剝奪を算入すれば被告人に対して必要な教育的作用が保証されない場合には、教育上の

理由は存在する。

(2) 不定期の少年刑が言い渡されている場合には、算入は長期にのみ効果をもち。但し、裁判官は、算入を全面的に又は部分的に短期に効果を及ぼすことを決定することができる。

〔第二項は、一九九六年一月一日で失効〕

**第五三条**（後見裁判官への委託） 少年刑を言い渡さない場合、裁判官は、判決において、教育処分を選択及び命令を後見裁判官に委託することができる。その場合、後見裁判官は、判決の基礎となった事情に変化のない限り、教育処分を命じなければならない。

**第五四条**（判決理由） (1) 被告人に対し有罪の言渡しをする場合には、処罰、命じられた処分、処分の選択及び命令の後見裁判官への委託、又は懲戒処分及び刑の免除に關し、どのような事情が決定的な根拠となったかもその判決理由中に明示する。その際、特に被告人の心的、精神的及び身体的な特質を考慮しなければならない。

(2) 判決理由は、これを告知することにより教育上不利を生ずるおそれがあるときは、被告人にこれを告知しない。

### 第三款 上訴手続

**第五五条**（裁判に対する不服申立） (1) 単に教育処分もしくは懲戒処分のみを命じた裁判、又は後見裁判官に教育処分の選択及び命令を委託した裁判に対しては、処分の範囲を理由として不服を申し立てることができず、他の種類の又はそれ以外に他の教育処分もしくは懲戒処分が命じられるべきことを理由として、又は後見裁判官に教育処分の選択及び命令が委託されたことを理由として、不服を申し立てることができない。この規定は、裁判官が第一二条第二号による教育のための援助を請求するよう命じた場合には、これを適用しない。

(2) 適法な控訴を申し立てた者は、控訴審判決に対しては、もはや上告を申し立てることができない。被告人、教育権者又は法定代理人が適法な控訴を申し立てた場合、これらの者はいずれも、控訴審判決に対して上告する権利を有しない。

(3) 教育権者又は法定代理人は、彼によって申し立てられた上訴を、被告人の同意を得た場合にのみ取り下げることができる。

**第五六条**（単一刑の部分的執行）（1）被告人が数個の

犯罪行為を理由として一個の単一刑を言い渡された場合、一個又は数個の犯罪行為につき有罪の認定に異議が述べられなかったときは、上訴裁判所は、審判の前に、刑の一部について判決を執行することができる旨宣告することができる。この命令は、被告人の真の利益に適う場合にのみ許される。この一部分の刑は、有罪の認定に異議が述べられなかった犯罪行為を理由とする有罪言渡しに相応する程度の刑期を超えてはならない。

（2）この決定に対しては、即時抗告が許される。

**第四款** 保護観察のための少年刑の延期の手續

**第五七条**（延期に関する裁判）（1）保護観察のための

刑の延期は、判決の中でこれを言い渡し、又は刑の執行がまだ開始されていない間は、事後的に決定でこれを命じる。事後の決定に関しては、当該事件につき第一審で判決を言い渡した裁判官が管轄権を有する。この場合には、検察官及び少年の意見を聴くものとする。

資料  
（2）裁判官が判決の中で延期を拒否した場合には、判決の言渡し後にそのみで又はすでに判明している事情とあ

わせて少年刑の延期を正当化する事情が出現した場合に限り、事後の延期の命令が許される。

（3）指示又は遵守事項（第二三条）が考慮される場合、そうすることが適当な事案では、その将来の行状について確約するかどうか、又は犯された違法行為の賠償に資する給付を申し出るかどうかを少年に尋ねるものとする。治療教育的な処遇又は禁絶治療を受けることについての指示が考慮される場合、一六歳に達している少年に対しては、これについて同意するかどうかを尋ねるものとする。

（4）刑事訴訟法第二六〇条第四項第四文及び第二六七条第三項第四文は、これを準用する。

**第五八条**（その他の裁判）（1）刑の延期のために必要

な裁判（第二二条、第二三条、第二四条、第二六条、第二六条a）は、裁判官が決定によりこれを行う。この場合、検察官、少年及び保護観察官の意見を聴くものとする。第二六条による裁判又は少年拘禁の賦課が考慮される場合、少年に裁判官の前で口頭で意見を表明する機会を与えるものとする。この決定には、理由を附すものとする。

（2）裁判官は、刑事訴訟法第四五三条cによる暫定的な処分の執行も指揮する。

(3) 前項の裁判については、延期を命じた裁判官がその権限を有する。当該裁判官は、少年が現住している地域を管轄する少年係裁判官にこの裁判の全部又は一部を委任することができる。第四二条第三項第二文は、これを準用する。

**第五九条（不服申立）** (1) 少年刑の延期を命じ又はこれを拒否した裁判に対しては、そのことのみに関して不服申立が行われる場合には、即時抗告が許される。刑が延期されなかったということのみを理由として判決に対して不服申立が行われる場合も、同様である。

(2) 保護観察の期間（第二二条）、観護の期間（第二四条）、保護観察期間における観護の新たな命令（第二四条第二項）に関する裁判、及び指示又は遵守事項（第二三条）に関する裁判に対しては、抗告が許される。この抗告は、保護観察期間又は観護期間が事後において延長されたこと、観護が新たに命じられたこと又は言い渡された命令が違法であることのみを理由とすることができる。

(3) 少年刑の延期の取消し（第二六条第一項）に対しては即時抗告が許される。

(4) 少年刑の免除に関する決定（第二六条a）に対して

は、不服を申し立てることができない。

(5) 判決に対して適法な上告が申し立てられ、かつその判決の中で命じられている保護観察のための少年刑の延期に関する裁判に対して抗告が申し立てられた場合、上告裁判所はその抗告についても裁判を行う権限を有する。

**第六〇条（保護観察計画）** (1) 裁判長は、付与された指示及び遵守事項を保護観察計画の中に取りまとめる。裁判長は、これを少年に交付するとともに、少年に対し、刑の延期の意義、保護観察期間、観護期間、指示及び遵守事項、ならびに延期の取消しの可能性について教示する。同時に、少年に対し、保護観察期間中の居所、職業教育の場所又は職場の変更をその都度届け出る義務を科するものとする。後に保護観察計画が変更された場合にも、少年はその主要な内容を教示されるものとする。

(2) 保護観察官の氏名は、保護観察計画書中に記される。

(3) 少年は、署名をすることによって保護観察計画書を読了したことを確証し、かつ指示及び遵守事項に従う意思のあることを確約しなければならない。教育権者及び法定代理人も保護観察計画に署名しなければならない。

## 第六一条 削除

第五款 少年刑の宣告猶予の手續

**第六二条 (裁判)** (1) 第二七条及び第三〇条による裁判は、審判手續に基づき判決によつてこれを行う。少年刑の宣告を猶予する裁判に関しては、刑事訴訟法第二六七条第三項第四文をその意義に従つて適用する。

(2) 有罪言渡し抹消は、檢察官の同意を得たうえで、保護観察期間の満了後に、審判を開かないで、決定によつてこれを命ずることができ。

(3) 保護観察期間中に行われる審判において、少年刑が必要である旨(第三〇条第一項)明らかにされなかつたときは、刑の宣告に関する裁判が猶予された状態である旨の決定を行う。

(4) 少年刑の宣告を猶予したため必要となるその他の裁判に関しては、第五八条第一項第一文、第二文及び第四文ならびに第三項第一文をその意義に従つて適用する。

**第六三条 (不服申立)** 保護観察期間の満了後に有罪宣告が抹消される旨の決定(第六二条第二項)、又は少年刑の宣告に関する裁判が猶予されている旨の決定(第六二条第三項)に対しては、不服を申し立てることができない。

(2) その他の場合については、第五九条第二項及び第五項をその意義に従つて適用する。

**第六四条 (保護観察計画)** 第六〇条は、これをその意義に従つて適用する。少年に対しては、猶予の意義、保護観察期間、観護期間、指示及び遵守事項とともに、保護観察期間中に不良な行状があつたときは、少年刑が確定することを予期しなければならぬ旨教示されるものとする。

第六款 補充的裁判

**第六五条 (指示及び遵守事項に関する事後の裁判)** (1) 指示(第一条第二項、第三項)又は遵守事項(第一五条第三項)に関する事後の裁判は、第一審の裁判官が、檢察官及び少年の意見を聴いた上で、決定によりこれを行う。

必要がある場合、少年審判補助の代表者、第一〇条第一項第三文第五号により選任された援護者及び第一〇条第一項第三文第六号により活動している社会訓練コースの指導者の意見を聴くものとする。少年拘禁の賦課が考慮される場合、少年に裁判官のもとで口頭による意見を表明する機会が与えられるものとする。少年がその居所を変更した場合、裁判官は、少年が居住している地域を管轄する少年係裁判



官に事件を移送することができる。その場合には、第四二条第三項第二文を準用する。

(2) 裁判官が指示の変更を拒否した場合、その決定に対しては、不服を申し立てることができない。裁判官が少年拘禁を科した場合、この決定に対し即時抗告をなすことができる。この即時抗告は、執行を延期する効力を有する。

#### 第六六条（数個の有罪言渡しにおける確定裁判の補充）

(1) 処分又は少年刑の統一的な確定（第三一条）がまだ行われておらず、また確定裁判によって言い渡された教育処分、懲戒処分及び刑罰がまだ完全に実施、執行、又は終了するに至っていない場合、裁判官は、事後において統一的な裁判を行う。但し、裁判官が第三一条第三項により有罪の確定裁判があった犯罪行為を新たな裁判の中に含めるのを見合わせた場合には、これを適用しない。

(2) この裁判は、検察官が申し立て又は裁判長が適当と判断した場合には、審判手続に基づき判決によって、これを行う。審判手続が行われなかった場合は、裁判官は決定により裁判を行う。管轄権及び決定手続については、一般法の規定により併合刑の事後の形成について定めるところと同じである。少年刑の一部が執行されているときは、執

行指揮の任務を負う裁判官が管轄権を有する。

#### 第七款 共通の手続規定

**第六七条（教育権者及び法定代理人の地位）** (1) 被疑者が意見を求められ、質問及び申立を行い、又は審問手続に立ち会う権利を有する場合、教育権者及び法定代理人もこれらの権利を有する。

(2) 被疑者に対する通知が規定されている場合、教育権者及び法定代理人に対しても、それに相当する通知がなされなければならない。

(3) 弁護人を選任し、法的救済を申し立てる法定代理人の権利は、教育権者もこれを有する。

(4) 教育権者及び法定代理人が被疑者の非行に関与した疑いがあり、又はこの関与のために有罪の言渡しを受けた場合、裁判官は、これらの者から右の権利を剝奪することができる。教育権者又は法定代理人に第一文の要件が存在する場合において、その権利が濫用されるおそれがあるとき、裁判官は、その双方に対して権利の剝奪を宣告することができる。教育権者及び法定代理人がすでにその権利を有していない場合、後見裁判官は、係属中の刑事手続にお

いて被疑者の利益をはかるべき保護人を選任する。審判手続は、この保護人が選任されるまで停止される。

(5) 複数の者が教育権を有するときは、その各人が本法に定められた教育権者の権利を行使することができる。審判手続又は裁判官のもとで行われるその他の手続においては、欠席した教育権者は、出席した教育権者によって代理されるものとみなされる。通知又は召喚が規定されている場合、これを一人の教育権者に対して行えば足りる。

**第六八条（必要的弁護）** 次の場合、裁判長は被疑者に弁護人を選任する。

一、成人であれば、弁護人が選任されるものとされている場合、

二、本法によって教育権者及び法定代理人がその権利を奪われている場合、

三、被疑者の成長状態についての鑑定の準備をするため（第七三条）、被疑者を施設に収容することが問題になっ  
ていている場合、又は

四、被疑者が一八歳に達していない場合に、未決勾留又は刑事訴訟法第一二六条aによる仮収容が執行される場合。これらの場合に、弁護人は遅滞なく選任される。

**第六九条（附添人）** (1) 裁判長は、必要的弁護事件でない場合であっても、手続のいかなる段階においても、被疑者のために、附添人を選任することができる。

(2) 教育権者及び法定代理人が附添人に選任されることにより教育上不利を生ずることが予想される場合、これらの者は附添人に選任されてはならない。

(3) 附添人は、記録を閲覧することができる。その他、附添人は審判手続において弁護人の権利を有する。

**第七〇条（通知）** 少年審判補助機関、並びに、適当な事案においては後見裁判官、家庭裁判官及び学校も手続の開始及び結果につき通知を受ける。これらの者は、被疑者に対しさらに他の刑事手続が係属していることを知った場合は、検察官にその旨を報告する。

**第七一条（教育に関する仮命令）** (1) 裁判官は、判決の確定まで、少年の教育に関する仮の命令を発することができる。又は社会法典第八編による給付の付与を提案することができる。

(2) 成長に対するさらなる危険から少年を守るため、特に新たな犯罪行為をさせないために、予想される処分の観点からもそうすることが必要なときは、裁判官は、適切な

少年救護ホームへの仮収容を命ずることができる。仮収容に関しては、刑事訴訟法第一一四条乃至第一一五条a、第一一七条乃至第一一八条b、第二二〇条、第二二五条、及び第一二六条をその意義に従って適用する。仮収容の実施は、少年救護ホームに関し適用される規定による。

**第七二条（未決勾留）** (1) 未決勾留は、教育に関する仮の命令によつて又は他の処分によつてはその目的を達することができない場合に限り、これを科し、執行することが許される。比例性の吟味（刑事訴訟法第一一二条第一項第二文）に際しては、特に少年にとつて執行が有する特別な負担も考慮されるものとする。未決勾留が科される場合、勾留状には、他の処分、特に少年救護ホームへの仮収容では足りず、かつ勾留が比例性に反しないことを明らかにする理由が記載されるものとする。

(2) 少年が一六歳に達していない場合、逃走のおそれる理由とする未決勾留の言い渡しは次の場合にのみ許される。

- 一、 手続をすでに逃れていたか、もしくは逃走の準備をしていた場合、又は
- 二、 本法の適用範囲に定まった住居又は居所を有していない場合。

(3) 勾留状の執行及びその執行の回避のための処分に関しては、勾留状を発した裁判官が決定し、緊急を要する場合には、その管轄区域内で未決勾留を執行する少年係裁判官がこれを決定する。

(4) 勾留状を発することができる同一の要件のもとにおいては、少年救護ホームへの仮収容（第七一条第二項）も命ずることができる。この場合、裁判官は、それが必要であると判明したときには、事後的に収容命令に代えて勾留状を発することができる。

(5) 少年が未決勾留の執行を受けている場合には、手続は特に迅速に進められるものとする。

(6) 未決勾留に関する裁判官の決定については、その権限を有する裁判官は、重要な理由に基づき、その権限の全部又は一部を他の少年係裁判官に委譲することができる。

**第七二条 a（勾留事件への少年審判補助機関の関与）**  
少年審判補助機関は、勾留状の執行につき遅滞なく通知されるものとする。この場合、少年審判補助機関には、すでに勾留状の発行が通知されなければならない。少年が刑事訴訟法第一二八条により裁判官に引致されることが捜査の状況により予期されるときは、少年審判補助機関は少年の

仮逮捕につき通知を受けるものとする。

**第七三条**（観察のための収容）（1）被疑者の成長状態に関する鑑定の準備のために、裁判官は、専門家及び弁護人の意見を聴いたうえで、少年を調査するのに適した施設に被疑者を収容し、そこで観察する旨を命ずることができ、準備の手續においては、審判手續の開始につき権限を有する裁判官が裁判を行う。

（2）その決定に対しては、即時抗告が許される。この即時抗告は、執行延期の効力を有する。

（3）施設への留置は、六週間を超えてはならない。

**第七四条**（費用及び立替金）少年に対する手續においては、費用及び立替金を被告人に負担させることを免除することができる。

**第八款** 簡易少年手續

**第七五条** 削除

**第七六条**（簡易少年手續の要件）少年係裁判官がもつばら指示を賦課し、第一二条第一号の意味における教育のための援助を命じ、懲戒処分を科し、運転禁止を言い渡し、運転免許の剥奪及び二年を越えない停止期間を定め、又は

追徴もしくは没収を言い渡すものと予想される場合、検察官は、少年係裁判官に書面又は口頭で、簡易少年手續で裁判をなすことを申し立てることができる。検察官のこの申立は、公訴の提起と同等である。

**第七七条**（申立の却下）（1）少年係裁判官は、事案が簡易手續にふさわしくない場合、特に第一二条第二号の意味における教育のための援助の命令あるいは少年刑の賦課が予想される場合、又は広範囲の証拠調べが必要とされる場合、簡易手續による裁判の申立を却下する。この決定は、判決の言渡しまでの間、これを行うことができる。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（2）少年係裁判官が簡易手續による裁判の申立を却下した場合、検察官は起訴状を提出する。

**第七八条**（手續及び裁判）（1）少年係裁判官は、簡易少年手續においては、口頭による審理に基づき判決によって裁判をする。少年係裁判官は、第一二条第二号の意味における教育のための援助、少年刑又は禁絶治療施設への収容を言い渡してはならない。

（2）検察官は、審理に関与すべき義務を負わない。検察官が関与しない場合、審理における手續の中止又は被告人

欠席のまま審理を実施することに関して、検察官の同意を必要としない。

(3) 手続の簡易化、迅速化、及び少年にふさわしい形成のために、真実の発見が害されない限りにおいて、手続上の諸規定とは異なる取扱いをすることが許される。但し、被告人の出席（第五〇条）、教育権者及び法定代理人の地位（第六七条）ならびに裁判の通知（第七〇条）に関する諸規定は、尊重されなければならない。

#### 第九款 一般手続法の諸規定の適用除外

**第七九条（略式命令及び促進手続）** (1) 少年に対しては、略式命令を発することは許されない。

(2) 一般手続法の促進手続によることは許されない。

**第八〇条（私訴及び附帯訴訟）** (1) 少年に対して私訴を提起することはできない。一般法の規定により私訴による訴追をなしうる非行については、教育上の理由から必要である場合、又は教育目的に反しない被害者の正当な利益からみて必要である場合には、検察官がこれを訴追するものとする。

(2) 少年の私訴原告に対しては、反訴が許される。この

場合においては、少年刑を言い渡してはならない。

(3) 附帯訴訟は、許されない。

**第八一条（被害者に対する損害賠償）** 被害者に対する損害賠償に関する刑事訴訟法の諸規定（刑事訴訟法第四〇三条乃至第四〇六条c）は、少年に対する手続においては適用されない。

### 第三章 執行指揮及び執行の実施

#### 第一節 執行指揮

##### 第一款 執行指揮の組織及び管轄

**第八二条（執行指揮者）** (1) 執行指揮者は、少年係裁判官である。少年係裁判官は、刑事訴訟法が行刑裁判所に割り当てている任務を引き受ける。

(2) 裁判官が第一二条の意味における教育のための援助を命じた場合、管轄の詳細は、社会法典第八編の規定による。

**第八三条（執行指揮手続における裁判）** (1) 第八六条乃至第八九条a、第九二条第三項及び刑事訴訟法第四六二条a、第四六三条による執行指揮者の裁判は、少年係裁判

官による裁判である。

(2) 執行指揮者によりなされた命令に対して、執行上必要とされる裁判官による裁判に関しては、次の場合に少年裁判部が管轄権を有する。

一、執行指揮者が、自ら又は第一審の少年参審裁判所の裁判長として言い渡した場合、

二、執行指揮者が、行刑裁判所の任務の代理において、自らの命令に関し裁判を行わなければならない場合。

(3) 第一項及び第二項による裁判に対しては、別段に規定のない限り、即時抗告をもって不服を申し立てることができる。第六七条乃至第六九条の規定は、これをその意義に従って適用する。

**第八四条（土地管轄）** (1) 少年係裁判官は、自ら単独で又は第一審の少年参審裁判所の裁判長として言い渡したすべての手続について執行指揮を開始する。

(2) 第一項の場合を除き、他の裁判官の裁判の執行指揮をなすべき限りにおいて、執行指揮を開始する権限は、後見裁判官としての教育的任務を負う区裁判所の少年係裁判官に属する。

資料

(3) 第一項及び第二項の場合、第八五条に別段の定めが

ない限り、少年係裁判官がその執行指揮を実施する。

**第八五条（執行指揮権の移譲及び移転）** (1) 少年拘禁を執行すべき場合には、第一次的に管轄権を有する少年係裁判官は、第九〇条第二項第二文により執行指揮官として管轄権を有する少年係裁判官に、その執行指揮権を移譲する。

(2) 少年刑を執行すべき場合、有罪の言渡しを受けた者が少年刑務所に収容された後は、少年刑務所が存する地区の区裁判所の少年係裁判官に執行指揮権が移転する。州政府は、通信上の理由から望ましいと思われる場合に、執行指揮権を他の区裁判所の少年係裁判官に移転することを法規命令により決定する権限を与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁にその権限を委譲することができる。

(3) ある州が他の州の地域に少年刑務所を置いている場合、関係各州は、少年刑務所を置く州の区裁判所の少年係裁判官が管轄権をもつべきことを取り決めることができる。この合意がなされた場合、執行指揮権は、その区域内に少年刑務所に関して管轄権を有する監督官庁が存在する区裁判所の少年係裁判官に移転する。少年刑務所を置く州の政

府は、通信上の理由から望ましいと思われる場合、他の区裁判所の少年係裁判官が管轄権をもつことを法規命令により決定する権限が与えられる。州政府は、法規命令により、州司法行政庁に権限を委譲することができる。

(4) 第二項は、刑法第六一条第一号又は第二号による改善保安処分<sup>1</sup>の執行指揮に際し、準用する。

(5) 重大な理由のある場合、執行指揮者は、普段は権限を有しないか又はすでに権限を有していない少年係裁判官に対し、取消権を留保してその執行指揮権を移譲することができる。

(6) 有罪の言渡しを受けた者が二四歳に達している場合、第二項乃至第四項により権限を有する執行指揮者は、少年刑又は改善保安処分<sup>1</sup>の執行がなおも継続されることが予想され、かつ有罪言渡しを受けた者の人格を考慮して少年刑法の特別な基本思想がもはや決定的でないときには、成人に対する行刑の規定に従い執行される少年刑又は改善保安処分<sup>1</sup>の執行指揮権を一般規定により権限を有する執行官庁に移譲することができる。この場合、移譲は拘束力をもつものである。移譲により、刑の執行に関する刑事訴訟法の規定及び裁判所構成法の規定が準用されるものとする。

(7) 執行手続における檢察官の権限については、刑事訴訟法第四五一条第三項を準用する。

#### 第二款 少年拘禁

**第八六条** (休日拘禁の変更) 執行指揮者は、事後的に第一六条第三項の要件が生じた場合は、休日拘禁を短期拘禁に変更することができる。

**第八七条** (少年拘禁の執行指揮) (1) 少年拘禁の執行は、保護観察のために延期されることはない。

(2) 未決勾留の少年拘禁への算入に関しては、刑事訴訟法第四五〇条をその意義に従って適用する。

(3) 執行指揮者は、判決の言渡し以後、もっぱらそのみで、あるいはすでに知られている事情との関連において教育上の理由から執行の見合わせを正当化する事情が生じた場合、少年拘禁全体の執行を見合わせ、又は少年拘禁が部分的に執行されているときには、残りの執行を見合わせる。確定力の発生から六月が経過した場合、執行指揮者は、教育上の理由から必要である場合には、執行を全面的に見合わせる。有罪の言渡しを受けた者に対して他の行為を理由に科され又は他の行為を理由として予想される刑と並ん

で少年拘禁が、もはやその教育的な目的を満たさないことが予想される場合、執行指揮者は、少年拘禁の執行を全面的に見合わせる事ができる。裁判の前に執行指揮者は、可能な限り判決を下す裁判官、検察官及び少年審判補助機関の代表者の意見を聴く。

(4) 少年拘禁の執行は、確定力の発生から一年が経過した場合には、これをなしえない。

### 第三款 少年刑

**第八八条** (少年刑の残余部分の猶予) (1) 有罪の言渡しを受けた者が刑の一部に服し、かつ少年行刑 (Jugendstrafvollzug) によらなくても誠実な行状を保持するか否かの審査について責任を持ち得る場合、執行指揮者は、保護観察のため少年刑の残余部分の執行を猶予することができる。

(2) 六月の服役の前になされる残余部分の執行の猶予については、特に重要な理由に基づいてのみこれを命じることが許される。一年を超える少年刑の場合の猶予は、有罪の言渡しを受けた者が少なくとも、刑の三分の一を終えた場合にのみこれをなしうる。

(3) 第一項及び第二項の場合においては、有罪の言渡しを受けた者が釈放後の生活のため準備するのに必要な措置をなしうるよう、執行指揮者は、早期に裁判をなさなければならぬ。執行指揮者は、新たに生じた事情又はすでに知られている事情に基づき、有罪の言渡しを受けた者が少年行刑によらなくても誠実な行状を保持するか否かの審査について責任を持ち得ない場合、有罪の言渡しを受けた者の釈放までにその裁判を再度取消することができる。

(4) 執行指揮者は、検察官及び施設長 (Vollzugsleiter) の意見を聴取したうえで、この裁判を行う。有罪の言渡しを受けた者には口頭で意見を述べる機会が与えられるものとする。

(5) 有罪判決を受けた者が保護観察のための残余刑の猶予を申し立てることが許されない期間として、執行指揮者は、最長六月までの期間を定めることができる。

(6) 執行指揮者が少年刑の残余部分の執行を猶予する旨命ずる場合、第二二条第一項、第二項第一文及び第二文並びに第二三条乃至第二六条 a は、これをその意義に従って適用する。この場合、執行指揮者は、判決裁判官の代理をなす。裁判の手續及び取消に関しては第五八条、第五九条



第二項乃至第四項及び第六〇条を準用する。残余刑の猶予を命じた決定に対する検察官の抗告は、執行停止の効力を有する。

#### 第八九条 (不定期の少年刑の残余部分に関する猶予)

(1) 不定期の少年刑の言渡しを受けた者がその短期の執行を終了し、かつ少年行刑によらなくても誠実な行状を保持するか否かの審査について責任をもつことができる場合、執行指揮者は、不定期の少年刑を定期の少年刑に変更し、保護観察のために残余刑の執行を猶予する。

(2) 変更は、刑の延期が取り消される場合には、最低三カ月、最長一年の残余刑を執行するように行われる。残余刑は、すでに刑の執行を受け終えている部分とあわせて、不定期の少年刑の長期を超えてはならない。

(3) 第八八条第三項乃至第六項は、これをその意義に従って適用する。

(4) 特別の理由から必要と思われる場合には、執行指揮者は、釈放を終局的なものとしても命じることができる。この場合には、執行指揮者は、釈放時に刑の執行を受け終わったものとして、不定期の少年刑を定期刑に変更する。

〔一九九六年一月一日で失効〕

#### 第八九条 a (自由刑と併存する少年刑の中断及び執行)

(1) 少年刑を言渡された者に対し自由刑も執行されるものとされる場合、原則として少年刑が優先的に執行される。執行指揮者は、少年刑の半分の執行が終わっている場合、少年刑を中断する。但し、この場合、少年刑の執行につき最低六月の執行が終わっていないなければならない。執行指揮者は、残余刑の猶予が考慮される場合、右の期間の経過以前であっても執行を中断することができる。猶予の取消しを理由として執行される残余刑は、残余刑の半分の執行が終了し、かつ新たな猶予が考慮される場合に中断される。但し、この場合、残余刑の執行につき最低六カ月の執行が終わっていないなければならない。刑事訴訟法第四五四条 b 第三項は、これを準用する。

(2) 有罪言渡しを受けた者に対して無期の自由刑の他に少年刑も執行されるべき場合、有罪の言渡しを受けた者が無期の自由刑の言渡し前に犯した犯罪行為と少年刑の言渡しが関係するときには、無期の自由刑のみが執行される。この場合、基礎となつている事実の確定が最終的になされる手続における判決が、有罪言渡しとみなされる。無期の自由刑の残余部分の執行が裁判所により保護観察のため

に猶予される場合、裁判所は少年刑の執行が終了したことを宣告する。

(3) 第一項の場合においては、有罪を言渡された者が二歳に達している場合、執行指揮者が少年刑の執行を見合わせる事ができるといふ条件で第八五条第六項を準用する。

## 第二節 執行

第九〇条 (少年拘禁) (1) 少年拘禁の執行は、少年の名誉感情を喚起するとともに、少年に自己の犯した不法について責任を負わなければならぬことを痛切に自覚させるものでなければならぬ。少年拘禁の執行は、教育的に形成されなければならない。少年拘禁の執行は、犯行に寄与した困難性を少年が克服するのを援助するものでなければならぬ。

(2) 少年拘禁は、少年拘禁施設又は州司法行政庁の休日拘禁室でこれを執行する。執行指揮者は、執行地における少年係裁判官である。

第九一条 (少年行刑の任務) (1) 有罪の言渡しを受け

資 料  
た者は、少年刑の執行によって、将来誠実で責任を自覚し

た行状を保持しうるよう教育されなければならない。

(2) 秩序、労働、学習、運動及び自由時間における有意義な活動が、この教育の基礎である。有罪の言渡しを受けた者の労働への従事が促進されねばならない。職業訓練所が設置されねばならない。宗教家による教誨が保障される。

(3) 目指された教育の目的を達成するために、執行を緩和することができ、適当な場合には、広範囲にわたり自由な形式でこれを実施することができる。

(4) 職員は、少年行刑の教育的任務に適し、かつ、そのための訓練を経た者でなければならぬ。

第九二条 (少年刑務所) (1) 少年刑は、少年刑務所でこれを執行する。

(2) すでに一八歳に達し、かつ少年刑に適さなくなった有罪言渡しを受けた者に対しては、その刑を少年刑務所において執行することを要しない。少年刑務所で執行されない少年刑は、成人についての行刑の諸規定に従って執行される。有罪の言渡しを受けた者が二四歳に達しているときは、少年刑は成人に対する行刑の諸規定に従って執行されなければならない。

(3) 少年行刑の例外については、執行指揮者がこれを決

定する。

**第九三条 (未決勾留)** (1) 少年については、未決勾留は、可能な限り特別の施設又は少なくとも拘禁施設における特別の区画もしくは少年拘禁施設で執行する。

(2) 未決勾留の執行は、教育的に形成されなければならない。

(3) 少年審判補助機関の代表者、並びに、被疑者が保護観察官の監督・指導もしくは援護者の保護・監督のもとにあり、又は被疑者のために教育扶助者が選任されている場合には、これらの者に対して弁護士と同じ範囲で接見交通が許される。

**第九三条 a (禁絶治療施設への収容)** (1) 刑法典第六一条第二号による処分は、薬物依存症の少年の治療に必要な、特別な治療上の措置及び社会的援助が行われる施設においてこれを執行する。

(2) 目指された処遇目的を達成するために、執行を緩和することができる、広範囲にわたり自由な形式でこれを執行することができる。

#### 第四章 前科の除去

#### 第九四条乃至第九六条 削除

**第九七条 (裁判官の言渡しによる前科の除去)** (1) 少

年刑を言渡された少年が非難の余地のない行状によって誠実な人間であることを示したという確信を得た場合、少年係裁判官は、職権により又は有罪の言渡しを受けた者、教育権者もしくは法定代理人の申立により、その前科が除去された旨の宣告をなす。この宣告は、検察官の申立により、又は有罪の言渡しを受けた者がその申立時なお未成年者であるときは少年審判補助機関の代表者の申立によってもこれを行うことができる。

(2) 前科除去の命令は、刑の執行を終わり又は免除のあった後二年を経過したときはじめてこれを行うことができる。但し、有罪の言渡しを受けた者が前科の除去に特にふさわしい行状を保持するようになったときは、この限りでない。刑の執行中又は保護観察期間中には、この命令をなすことができない。

**第九八条 (手続)** (1) 管轄権は、有罪の言渡しを受けた者に対し後見裁判官としての教育的任務を負う区裁判所の裁判官に属する。有罪の言渡しを受けた者が成年 (voll-

jahrig) に達したときは、その者の居住地を管轄する少年係裁判官がその権限を有する。

(2) 少年係裁判官は、その刑の終了後に有罪の言渡しを受けた者を保護する立場にある者に対し、その者の行状及び保護観察に関する調査を特に委任する。少年係裁判官は、自ら調査を行うこともできる。少年係裁判官は、有罪の言渡しを受けた者から事情を聴取し、また、その者が未成年者である場合には、教育権者、法定代理人、学校及び権限のある行政官庁から事情を聴取する。

(3) 調査の終了後、検察官は意見を聴取されるものとする。

**第九九条 (裁判)** (1) この裁判は、少年係裁判官が決定によりこれを行う。

(2) 前科除去のための諸条件がまだ備わっていないと思料するとき、少年係裁判官は、この裁判を最長二年まで延期することができる。

(3) この決定に対しては、即時抗告が許される。

資 料

**第一〇〇条 (刑又は残余刑の免除後の前科の除去)** 保護観察のための刑の延期後に、二年を超えない少年刑の言渡しがなされた場合に、刑又は残余刑が免除されるときは、

裁判官は同時に前科が除去された旨の宣告を行う。

**第一〇一条 (取消し)** 前科が除去された旨の宣告を受けた者が、記録が抹消される前に、重罪又は故意の軽罪を理由に新たに自由刑を言い渡される場合、裁判官は、判決の中で又は事後においては決定により、前科の除去を取り消す。特別の場合においては、裁判官は、この取消しを見合わせることもできる。

## 第五章 一般刑事事件について管轄権を有する

### 裁判所における少年

**第一〇二条 (管轄権)** 連邦通常裁判所及び上級地方裁判所の管轄権は、本法の諸規定によって影響を受けない。

第一審で上級地方裁判所の管轄に属する刑事事件(裁判所構成法第一二〇条第一項及び第二項)においては、保護観察のための少年刑の延期を命じ又は却下した(第五九条第一項)上級地方裁判所の裁判に対する抗告についても、連邦通常裁判所が裁判を行う。

**第一〇三条 (数個の刑事事件の併合)** (1) 真実発見のために又はその他の重要な理由から必要である場合、一般

手続法の規定に従い、少年に対する刑事事件と成人に対する刑事事件とを併合することができる。

(2) 管轄権は、少年裁判所が有する。但し、成人に対する事件が裁判所構成法第七四条eの規定を含めた一般規定に従い、裁判所構成法第七四条aにより経済犯刑事部(Wirtschaftsstrafkammer)、又は刑事部(Strafkammer)の管轄権に属するときは、この限りでない。この場合、これらの刑事部は、少年に対する刑事事件についても管轄権を有する。第二文の場合、裁判所構成法第七四条aによる経済犯刑事部及び刑事部の管轄権に関する調査については、刑事訴訟法第六条a、第二二五条a第四項、第二七〇条第一項第二文を準用する。刑事訴訟法第二〇九条aは、これらの刑事部が少年裁判部と比しても上位の裁判所であることを条件に、これを適用する。

(3) 裁判官が併合された事件の分離を決定した場合、併合がなければ当該事件に管轄権を有すべき裁判官への移送が直ちに行われる。

**第一〇四条** (少年に対する手続) (1) 一般刑事事件について管轄権を有する裁判所における少年に対する手続において、次の事項につき、本法の諸規定が適用される。

- 一、少年の非行及びその効果(第三条乃至第三二条)、
  - 二、少年審判補助機関の関与及びその法的地位(第三八条、第五〇条第三項)、
  - 三、準備手続における捜査の範囲(第四三条)、
  - 四、訴追の見合わせ及び裁判官による手続の中止(第四五条、第四七条)、
  - 五、未決勾留(第五二条、第五二条a、第七二条)、
  - 六、判決理由(第五四条)、
  - 七、上訴手続(第五五条、第五六条)、
  - 八、保護観察のための少年刑の延期及び少年刑の宣告猶予についての手続(第五七条乃至第六四条)、
  - 九、教育権者及び法定代理人の関与及び法的地位(第六七条、第五〇条第二項)、
  - 一〇、必要的弁護(第六八条)、
  - 一一、通知(第七〇条)、
  - 一二、観察のための収容(第七三条)、
  - 一三、費用及び立替金(第七四)、及び
  - 一四、一般手続法の諸規定の除外(第七九条乃至第八一条)
- (2) 本法のその他の手続規定の適用は、裁判官の裁量に

委ねられる。

(3) 国家の安全という理由から必要である限りにおいて、裁判官は、少年審判補助機関の関与ならびに教育権者及び法定代理人の関与を差し止めることを命ずることができる。

(4) 教育処分が必要であると思料する場合、裁判官は教育処分の選択及びその命令を後見裁判官に委託しなければならぬ。この場合には第五三条第二文を準用する。

(5) 保護観察のために少年刑を延期した後に必要となる裁判は、少年が現住する地区を管轄する少年係裁判官に委任されるものとする。少年刑の宣告を猶予した後の裁判についても、刑の決定及び有罪言渡しの抹消に関する裁判(第三〇条)を除き、同様である。

### 第三編 青 年

#### 第一節 実体刑法の適用

資 料

第一〇五条 (青年に対する少年刑法の適用) (1) 青年が一般法の諸規定によれば刑を科せられるべき非行を行った場合には、裁判官は、次に記載する事由があるときには、

少年に適用すべき第四条乃至第八条、第九条第一号、第一〇条、第一一条及び第一三条乃至第三二条の規定を準用する。

一、環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を全体的に評価すると、行為時におけるその道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等であることが明らかである場合、又は

二、行為の種類、事情又は動機からみて、少年非行が問題となる場合。

(2) 青年が犯罪行為の一部を理由として一般刑法によりすでに確定力をもった有罪の言渡しを受けている場合であつても、第三一条第二項第一文及び第三項を適用することとする。

(3) 青年に対する少年刑の上限は、一〇年とする。

第一〇六条 (青年についての一般刑法の緩和) (1) 青年の犯罪行為を理由として一般刑法が適用されるべき場合、裁判官は、無期の自由刑に代え一〇年から一五年までの自由刑を言い渡すことができる。

(2) 裁判官は、保安監置を命じてはならない。裁判官は、公職に就任し、公選による権利を得ることについての資格

の喪失（刑法第四五条第一項）が生じないことを命ずることができるとができる。

## 第二節 裁判所の構成及び手続

**第一〇七条（裁判所の構成）** 少年裁判所の構成に関する諸規定のうち、第三三条乃至第三四条第一項及び第三五条乃至第三八条は、これを青年について準用する。

**第一〇八条（管轄）** (1) 少年裁判所の管轄に関する諸規定（第三九条乃至第四二条）は、青年の非行についてもこれを適用する。

(2) 一般刑法の適用が予想され、かつ、裁判所構成法第二五条により刑事裁判官が裁判すべき場合、少年係裁判官が青年の非行についても管轄権を有する。

(3) 少年参審裁判所は、青年の非行を理由として四年を超える自由刑を言い渡してはならない。これより長い自由刑の言渡しは予想される場合、少年裁判部が管轄権を有する。

**第一〇九条（手続）** (1) 少年刑事手続に関する諸規定（第四三条乃至第八一条）のうち、第四三条、第四七条a、第五〇条第三項及び第四項、第六八条第一号及び第三号、

ならびに第七三条は、青年に対する手続においてもこれを準用する。少年審判補助機関、及び適当な場合には学校に對しても、手続の開始及び結果につき通知がなされる。これらの機関は、被疑者に対し他の刑事手続が係属していることを知った場合には、検察官に報告する。青年の利益から必要である場合には、公開を排除することができる。

(2) 裁判官が少年刑法を適用する場合（第一〇五条）、第四五条、第四七条第一項第一文第一号、第二号、第三号、第二項、第三項、第五二条、第五二条a、第五四条第一項、第五五条乃至第六六条、第七四條、第七九条第一項及び第八一条を準用する。第六六条については、第一〇五条第二項に從い処分又は少年刑の統一的な確定が行われない場合であっても、これを適用する。裁判が、一般手続法の促進手続において行われる場合、第五五条第一項及び第二項は、適用されないものとする。

(3) 青年に對する手続において、刑事訴訟法第四〇七条第二項第二文は、これを適用しない。

## 第三節 執行指揮、執行の実施及び前科の除去

**第一一〇条（執行指揮及び執行の実施）** (1) 裁判官が

少年刑法を適用し（第一〇五条）、かつ本法によつて許されてゐる処分又は少年刑を科す場合、少年についての執行指揮及び執行の実施に関する諸規定について、第八二条第一項、第八三条乃至第九三条aは、これを青年について適用する。

(2) 第九三条は、青年が行為時に二一歳に達してゐない限り、これを準用するものとする。但し、二一歳以上二四歳未満の青年に関しては、第九三条の規定による未決勾留を執行することができる。

**第一一一條（前科の除去）** 前科の除去に関する諸規定（第九七条乃至第一〇一条）は、裁判官が少年刑を科する限りにおいて、これを青年に準用する。

#### 第四節 一般の刑事事件について管轄権を有する裁判所に

##### おける青年

**第一一二条（準用）** 第一〇二条、第一〇三条、第一〇

四條第一項乃至第三項及び第五項は、これを青年に対する手続に準用する。第一〇四條第一項に挙げられた諸規定は、それらが青年に対し適用される法律により排除されない限りにおいて、適用されるものとする。裁判官は、指示の賦

課が必要であると思料する場合、青年が現住する地区の少年係裁判官にその選択及び命令を委託する。

#### 第四編 連邦国防軍の軍人に関する特則

**第一一二条a（少年刑法の適用）** (1) 少年刑法（第三條乃至第三二條、第一〇五条）は、次の例外をもつて、少年又は青年の国防軍勤務関係の期間中にも適用される。

一、第一二条の意味における教育のための援助は、これを命じてはならない。

二、少年又は青年の道徳的又は精神的發育から特別の教育的感化を必要とする場合、裁判官は、教育処分として懲戒権を有する上官（Disziplinarvorgesetzten）による教育補助（Erziehungshilfe）を命ずることができ

三、指示及び遵守事項の賦課に際して、裁判官は、国防軍勤務の特殊性を考慮しなければならない。すでに賦課されている指示及び遵守事項について、裁判官は、それをこの特殊性に適合させなければならない。



四、名譽職の保護観察官として、軍人を任命することができる。

できる。この軍人は、その活動（第二五条第二文）について、裁判官の指示には服さない。

五、少年又は青年の軍務勤務上の上官が配慮すべき事項は、軍人でない保護観察官による監督から除外される。懲戒権を有する上官による処分が優先する。

**第一一二条 b**（懲戒権を有する上官による教育補助）

(1) 裁判官が教育補助（第一一二条 a 第二号）を命じたときは、直近の懲戒権を有する上官が、少年又は青年に対し勤務以外で監督及び保護することについてその世話をする。

(2) この目的のため、少年又は青年には、勤務、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関連する義務及び制限を課することができる。その詳細は、法規命令（Rechtsverordnung）（第一一五条第三項）によってこれを定める。

(3) 教育補助は、その目的が達成されるまでの間、継続する。但し、遅くとも、教育補助が一年間継続したとき、軍人が二二歳に達したとき、又は国防軍勤務から除隊したときは、教育補助は終了する。

(4) 教育補助は、少年刑に併せてこれを命ずることがで

きる。

**第一一二条 c**（執行）(1) 執行指揮者は、その目的が

達成された場合には、第一一二条 a 第二号による教育処分の解除を宣告する。

(2) 執行指揮者は、国防軍勤務関係の開始前に実行された行為を理由に科せられた少年拘禁については、国防軍勤務の特殊性がそれを必要とし、かつその執行の猶予によってはその特殊性が考慮されえないときは、国防軍の軍人に対する少年拘禁の執行を免除する。

(3) 第一項及び第二項による執行指揮者の裁判は、第八条の意味における少年係裁判官による裁判である。

**第一一二条 d**（懲戒権を有する上官の意見聴取）裁判官又は執行指揮者は、連邦国防軍の軍人に対し、指示もしくは遵守事項を賦課し、第一一二条 a 第二号による教育処分を命じもしくはそれらの解除を宣告し、第一一二条 c 第二項による少年拘禁の執行を免除し、又は保護観察官として軍人を任命する場合には、その前に、その少年又は青年の直近の懲戒権を有する上官の意見を聴かなければならない。

**第一一二条 e**（一般刑事事件について管轄権を有する裁

判所における手続) 一般刑事事件について管轄権を有する裁判所における少年又は青年に対する手続(第一〇四條)においては、第一一二條a、第一一二條b及び第一一二條dを適用するものとする。

## 第五編 末尾規定及び経過規定

**第一一三条(保護観察官)** 各少年係裁判官の管轄区域ごとに、少なくとも一名の専任の保護観察官が任命されるものとする。刑事事件の発生がわずかであるため不相応に高額な費用を生じる場合には、専任の保護観察官の任命を数個の区域について行うことができ、又はこれを全く行わないこともできる。保護観察官の活動に関する詳細は、州法でこれを定めるものとする。

**第一一四條(少年刑務所における自由刑の執行)** 有罪の言渡しを受けた者が、まだ二四歳に達しておらず、かつ少年行刑に適している場合、一般刑法によって科せられた自由刑をも少年刑務所において執行することができる。

資料  
**第一一五條(執行の実施に関する連邦政府の規定)** (1) 連邦政府は、少年刑、少年拘禁及び未決勾留の執行に関し、

連邦参議院の同意を得て、法規命令により、收容の様式、処遇、生活基準(die Lebenshaltung)、教育上・教誨上及び職業上の援護、作業、学習、健康維持及び身体の鍛練、自由時間、外部との交通、執行施設における秩序と安全及びこの違反に対する懲戒、收容及び釈放、ならびに少年保護及び少年福祉に携わる官庁及び諸機関との協力につき、規則を制定公布する権限を与えられる。

(2) 連邦政府の法規命令には、執行施設内の秩序又は安全に対する違反についての懲戒に関し、所長又は未決勾留の場合には裁判官が科する懲罰(Hausstrafen)のみを定めることができる。最も重い懲罰としては、非常の場合における三月以内の外部との交通の制限及び二週間以内の拘禁である。これらよりも軽い懲罰も許される。暗室拘禁(Dunkelhaft)は禁じられる。

(3) 連邦政府は、第一一二條b第二項の実施のために、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、日課、自由時間、休暇及び俸給の支払いに関して、少年又は青年に課し、又は直近の懲戒権を有する上官により課することのできる義務及び制限の種類、範囲及び期間についての規則を制定公布する権限を与えられる。

**第一一六条 (時間的適用範囲)** (1) 本法は、その施行前に実行された非行についても適用される。この非行に対する少年刑の下限は、三月である。

(2) 本法の施行前に犯行が実行されており、かつ一般刑法によれば三月未満の自由刑の賦課が予想される場合には、青年に対して少年刑を言渡してはならない。

**第一一七条 (裁判所の構成)** (1) 第三五条による少年参審員の選任は、その第一回目が本法の施行後六月以内に行われ、その後は、参審裁判所及び刑事裁判部についての参審員の選任と同時にされる。

(2) 少年福祉委員会がまだ成立していない場合、第三五条第三項による候補者名簿は、少年局がこれを作成する。

**第一一八条 削除**

**第一一九条 (自由刑)** 少年に対し本法の施行前に言い渡された少年軽懲役刑 (Jugendgefängnisstrafen) は、本法の適用については少年刑とみなされる。

**第一二〇条 (指示)** 一九四三年一月六日のライヒ少年裁判所法 (ライヒ官報一卷六三七頁) の諸規定による指示は、本法のそれに代わる該当法条による指示として効力を有する。

**第一二一条 (執行の委譲)** ある州が、他の州の管轄区域に少年刑務所を有している場合 (一九九〇年一月一日以後施行されている版の第八五条第三項)、一九九一年九月四日が経過するまで、少年刑務所に関し管轄権をもつ監督官庁が所在する地区の区裁判所の少年係裁判官が、その管轄権を有する。

**第一二二条 削除**

**第一二三条 削除**

**第一二四条 削除**

**第一二五条 (施行)** 本法は、一九五三年一月一日から施行する。

**ドイツ少年裁判所法基準**

(Richtlinien zum Jugendgerichtsgesetz)

**序**

少年裁判所法に関する連邦統一的な基準は、主として検

察に向けられるものであり、通常の事案に関して手引き及び指針を与えるものである。個々の事案の特殊性を理由として、この手引き及び指針に従わないこともできる。

他方、この基準は、裁判所に対する指示及び勧告も含む。この指示が、職務遂行の本質にかかわらない限りにおいて、この基準を考慮することは裁判所に委ねられる。その他の点においても、基準は、裁判所にとって意義を有しうる諸原則を含む。

この基準が、特別の規定を示していない限りにおいて、刑事手続及び過料手続に関する基準が適用される。

人稱及び活用形は、それぞれ女性形でも男性形でも妥当する。

### 第一条に関する基準

一、秩序罰又は強制処分が予定されている行為に関しては、少年裁判所法は適用されない。過料手続に関しては、秩序違反法が他に何も定めていない限りにおいて（秩序違反法第四六条第一項）、少年裁判所法の規定をその意義に従って適用する。

資料

二、檢察が、責任無能力（刑法典第一九条参照）を理由

として手続を中止する場合、檢察は、誰が通知を受けるものとされているか（特に第七〇条第一文、第一〇九条第一項第二文参照）、及び監督義務者に対して介入するものとされているのかどうかにつき調査するものとする。

### 第三条に関する基準

一、他の調査手段を尽くしたのちも、刑法上の責任に關し重大な疑いが残る場合、鑑定がなされるべきかどうかにつき検討されるものとする（第三八条、第四三条、第七三条及びそれらの基準参照）。この場合、比例性の原則が考慮されるものとする。

二、成熟性が欠けているため少年が有責でないこと、又は有責性が確実には確定できないことが調査により明らかになった場合、檢察は、手続を中止する（刑事訴訟法第一七〇条第二項）。すでに公訴が提起されている場合には、檢察は、手続の中止を提案する（第四七条第一項第一文第四号）。

### 第五条に関する基準

審判手続において、教育処分がすでに行われ又は開始されておらず、かつ、したがって檢察が懲罰（eine Ahndung）を必要でないと思料する場合、檢察は、手続の中

止を提案する（第四七条第一項第一文第二号）。

### 第六条に関する基準

第六条に挙げられていない附加刑又は附随効果が強行的なものとして規定されていないとき、檢察は、教育的に必要であると思料する場合にのみ、それらの附加刑又は附随効果を提案する。

### 第九条に関する基準

中央登録簿及び教育登録簿への登録に関し、連邦中央登録簿法第五条第二項及び第六〇条第一項第二号が参照される。

### 第一〇条に関する基準

一、生活態度を規整する命令は、一般に禁止に優先するものとする。指示は、原則として、科される手続が行為と内的に関連している場合に、特に効果をもつ。

二、援護者の観護に付する旨の指示（第一〇条第一項第三文第五号）は、それにより少年と結びつけられた負担及び少年審判補助の領域における人的、時間的支出をも考慮して、軽微な非行においては考慮されない。教育権者が同意している場合にのみ、少年に対して、処分が意義を有する。処分の命令が考慮される場合には、遅滞なく少年審判

補助との連絡を開始することが望ましい。第三八条第二項第七文ならびに第三八条第三項第二文及びそれらに関する基準が参照される。援護者の身分は、可能な限り正確に記載されるものとする。第四五条による手続において、この指示は許されない（第四五条第三項第一文参照）。

三、社会訓練コースへ参加する旨の指示の場合においても（第一〇条第一項第三文第六号）、比較的費用のかかる処分が考慮される。それは、そのコースの内容的、時間的な形成次第で少年にとって軽くはない負担と結びつくこともある。第二号第一文、第三文及び第六文は、これを準用する。社会的な集団作業の他の形態に参加する旨の指示は、第一〇条第一項第三文第六号により除外されない。

四、行為者—被害者—和解（第一〇条第一項第三文第七号）は、全手続において顧慮に値する（第四五条第二項第二文、第四五条第三項第一文参照、また第四七条第一項第一文第二号及び第三号、第二三条第一項第一文、第二九条四五条第二項による手続との関連において、行為者—被害者—和解は、特に意義を有する。第二号及び第三号は、これを準用する。行為者—被害者—和解は、被害者について

は物的、精神的損害 (immateriellen und materiellen Schaden) を埋め合わせ、少年については学習過程を開始することを旨とするものである。

五、労務の提供の際の保険の保護に関しては、ライヒ保険法 (RVO) 第五四〇条を参照する。

六、指示の遵守が費用を伴う場合、検察は、指示を付与する前に、誰が費用を負担するのか明らかにするよう努力しなければならない。少年又は扶養義務者が費用をまかなうことができない場合には、費用負担者として社会福祉機関又は他の機関が考慮される。第一〇条第二項による指示の実施のための費用を負担する第三者機関の義務は、法律上の健康保険の権利、社会法典第八編 (社会法典第八編第九一条、第九二条) 及び連邦社会扶助法 (連邦社会扶助法第三七条による補足的疾病扶助 (subsidiäre Krankenhilfe)、社会編入援助令とならんで連邦社会扶助法第三九条による社会編入援助 (Eingliederungshilfe)、連邦社会扶助法第七二条による危険援助 (Gefährdeterhilfe)) から生じうる。管轄が重複する場合には、考慮されている費用負担者の協力によって、費用負担における不足が生じないよう保障されうる (例えば共同的な処理方法)。

七、指示を賦課する前に、少年審判補助機関の代表者の意見を聴くものとする (第三八条第三項第三文)。

八、裁判所が少年に指示及び有責な違反行為の効果の意義 (第一条第三項第一文) につき教示し、この教示が審判についての記録に書き留められ、又はその他文書で明らかにされるよう、検察は努力する。

九、少年が治療教育的な処遇又は禁絶治療を受ける旨の指示を賦課される前に、原則として、鑑定として専門家の意見を聴くことが必要である。

#### 第一条に関する基準

一、少年が長期にわたり従わなければならない指示の場合には、適当な間隔において、指示もしくはその期間を変更し、または指示を取り消すことが教育上の理由から必要であるかどうかを検討することが望ましい。少年審判補助機関、任命された援護者、及び社会訓練コースの指導者の意見聴取に関しては、第六五条第一項第二文を参照する。

二、比例性の原則を顧慮して、指示に対する違反行為について、例えば形式性のない戒告などの軽い処分では不十分な場合にのみ少年拘禁が科されるよう、検察は努力しなければならない。第一条第三項第一文により少年拘禁が

料される場合、檢察はその程度を定めることを提案する。

違反がくり返された場合に教育上の理由からそうすることが必要であるときには、その程度を高めることができる。

三、少年拘禁を賦課する前に、少年には口頭により意見を表明する機会が与えられるものとする（第六五条第一項第三文）。

#### 第一二条に関する基準

第一〇五条に関する基準第二号は、これを参照する。

#### 第一三条に関する基準

中央登録簿又は教育登録簿への登録に関しては、連邦中央登録簿法第五条第二項第二文及び第六〇条第一項第二号を参照する。

#### 第一四条に関する基準

確定力をもって命じられる戒告（執行）の言渡しに関して、第八二条乃至第八五条に関する基準の第IV節第一号は、これを参照する。

#### 第一五条に関する基準

一、損害の回復は、被害者のための労務の提供でもこれをなすことができる（これに関しては、第一〇条に関する基準第五号を参照）。

二、損害の回復又は被害者への謝罪に関しては、第一〇条に関する基準第四号を参照する。

三、労務を提供する旨の遵守事項に関しては、ライヒ保険法第五四〇条を参照する。

四、遵守事項を遂行する費用に関しては、第一〇条に関する基準第六号を参照する。

五、裁判所が少年に遵守事項及び有責な違反行為の効果の意味（第一条第三項第一文）につき教え、この教示が審判についての記録に書き留められ、又はそうでなければ文書で明らかにされるよう、檢察は努力する。

六、遵守事項の有責な不履行に関しては、第一条に関する基準第二号及び第三号を参照する。第一五条第一項第一号及び第四号により賦課された金銭給付は、強制的に徴収することができない。

#### 第一六条に関する基準

一、毎週の休日は、週末における労働の終了から次週における労働の開始までの時間である。日曜日に労働に就いた少年の場合には、その休日に代わってその週の間に対応する休日を与えられる。休日拘禁は、祝祭日においてもこれを執行することができる。但し、毎週の休日の通常の期

間を超えることができない。拘禁期間に関しては、少年拘禁執行令第二五条及び連邦国防軍執行令第五条を参照する。

二、少年拘禁における未決勾留の考慮に関しては、第二五条及びそれに関する基準を参照する。

### 第一七条に関する基準

一、少年刑は、少年裁判所法上の他の法律効果では不分な場合にのみ、これを賦課することができる。少年刑は、まず第一に教育に資するものでなければならず、したがって自由刑と同等に扱ってはならない。

二、少年及び青年が併合して有罪の判決を受ける場合（第一〇三条）、口頭による判決理由の中で少年刑の本質及びその自由刑との相違を説明することが、原則として望ましい。

### 第一八条に関する基準

一、六月未満の少年刑を言い渡すことができないという事情は、少年拘禁が適切でない場合でもこれが科されるということを導いてはならない。少年刑も少年拘禁も正当化されないときは、裁判所は複数の処分を統合し（第八条）、特に長時間の持続的な教育的作用を可能とする指示（第一〇条及びそれに関する基準を参照）を与えることができる。

二、法律により命じられた教育思想の優先的な考慮は、

責任を果たすことの重要性が排除されることを意味するものではない。これは、責任に相応する刑罰の上限を超えることを導いてはならない。

三、少年刑への未決勾留の算入に関しては、第五二条 a 及びそれに関する基準を参照する。

### 第二一条に関する基準

一、保護観察のために少年刑を延期するかどうかに関する裁判は、—初めて処分を受ける者であっても—少年の人格及び生活環境に関する綿密な調査を前提とする。有望な予測がある場合、一年を超えない少年刑は、延期されるものとする。但し、一年以上二年未満の少年刑の場合において、少年の従前及び近い将来の成長における特別な事情が執行を求めるかどうかについての追加的な検討が必要である。

二、保護観察のための少年刑の延期が成功するには、少年が自ら立ち直る能力があり、その意欲があるかどうか重要である。処分に対する少年の同意は確かに規定されてはいないが、この同意を欠く延期は、少年が保護観察中に肯定的な態度に至ることが期待されうる場合にのみ意義を



有する。

三、教育上の理由から、少年刑は少年の自己保証の能力とその意思を信頼して延期されること、及びこのことから特別な義務が生じることを少年に自覚させることが望ましい。

四、保護観察のために刑の延期が認められ、この裁判が取り消されなかった場合、二年を超えない少年刑の言渡しは、行状証明書 (Führungszugnis) に記録されない (連邦中央登録簿法第三二条第二項第三号参照)。

### 第二三条に関する基準

一、保護観察の範囲における指示及び遵守事項の内容に關しては、第一〇条に關する基準第一号及び第一五条に關する基準第一号乃至第三号を参照する。その実施の費用に關しては、第一〇条に關する基準第六号を参照する。

二、指示又は遵守事項の事後的な変更に關しては、第一条に關する基準第一号を準用する。

三、指示又は遵守事項は、少年に交付される保護観察計画書に記載される (第六〇条)。

四、少年が確約をなし、又は履行を申し出るかどうかの質問に關しては、第五七条第三項第一文を適用する。

### 第二四条及び第二五条に關する基準

一、保護観察官は裁判官と協力してその監督任務を果たし、裁判官は保護観察官にその相当する活動に關しても指示を与えることができるから、裁判官と保護観察官との緊密な協力は欠くことができない。但し、少年の援護の際における保護観察官の自立性は、可能な限り制限しないことが望ましい。

二、裁判官は、少年との信頼に基づく個人的な關係を得る努力において、保護観察官を援助する。

三、保護観察期間中の少年の成長を観察できるように、初めは短い、後では長い時間的間隔を以てその活動及び少年の指導に關して報告する義務 (第二五条第三文) を保護観察官に負わせることが望ましい。さらに、保護観察官は、指示、遵守事項、確約、又は申出に対する少年の重大又は執拗な違反 (第二五条第四文) だけでなく、少年の成長、生活環境、及び態度に關し明らかとなった全ての事実を報告するよう努力することが望ましい。特別な出来事については、保護観察官はこれをすぐに裁判所に報告する。保護観察官の終了報告に關しては、第二六条及び第二六条 a に關する基準第一号を参照する。

四、特に教育活動のために必要な保護観察官と少年との信頼関係を損なわないためにも、他の者及び機関に対し、保護観察官は秘密を遵守する。このことは、部下の監督指導権を持つ機関との関係においては妥当しない。

五、名誉職の保護観察官を選任する前には、少年の援護に関する適性を慎重に調査し、少年の同意を得なければならぬ。

六、保護観察官の活動に関して、行状監督（刑法第六八条a以下）の枠内においても特別な行政規則が各州において発されている限りにおいて、これらを参照する。

#### 第二六条及び第二六条aに関する基準

一、観護期間の満了前に、保護観察官は、第二六条第二項による処分が要求された時間内に行われるよう、特に保護観察期間又は観護期間がさらに延長されうるよう（第二六条第二項第二号、第二二条第二項第二文、第二四条第二項第一文）、適時に裁判所に終了報告書を提出する。保護観察官は、少年刑の免除又は刑の延期の取消しに関する裁判にとって重要だと考えられる事情を知った場合には、この終了報告書を観護期間の満了までに補足する。

資料

二、第二六条による裁判が問題となる場合、口頭による

意見表明の機会が少年に与えられるものとする（第五八条第一項第三文）。第五八条第一項第二文は、これを参照する。

三、刑罰又は残余刑の免除後の前科の除去に関しては、第一〇〇条が参照される。

四、延期の取消しが考慮される場合、裁判所は、少年の人格を確かめるために、暫定的な処分を与えることができ（刑事訴訟法第四五三条cとともに少年裁判所法第五八条第二項）。

#### 第二七条に関する基準

第二七条による有罪宣告は、行状証明書に記録されない（連邦中央登録簿法第三二条第二項第二号）。

#### 第三一条に関する基準

一、判決の言渡しの後、さらなる犯罪行為が犯された場合、刑法典第五五条と異なり、確定力のある判決も算入される。

二、先行する判決により少年刑が賦課され、かつ第二一条により執行が保護観察のために延期された場合、算入のために延期の取消しを必要としない。このことは、第八八条及び第八九条により少年刑の執行中に保護観察のための

延期が命じられた場合に妥当する。第二七条により、先行する判決においてただ有罪が確定されただけの場合、この判決の算入により、その判決の基礎となった手続も終了する。

三、新たな裁判に際しては、犯罪事実の確定及び算入すべき確定力のある判決の有罪宣告を基礎とする。但し、被告人の全体的判断にとって必要であり、特に新たな処分又は新たな少年刑の確定という観点において必要である限りにおいて、新たに証拠を提起するものとする。

四、新たな犯罪行為を理由として前判決の加重評価が適切でない場合、検察は、原則的に刑事訴訟法第一五四条に従い処理する。このことは、保護観察のための少年刑もしくは残余刑の延期を取り消せば十分な場合（第二六条、第八八条、第八九条）又は有罪宣告後に延期された手続を継続すれば十分である場合（第三〇条）にも妥当する。

五、算入された判決との関係において執行された未決勾留の評価又はその考慮については、新たに裁判をなすものとする。

### 第三四条に関する基準

一、第三四条第一項により、捜査手続において裁判官が

なす措置及び少年事件における嘱託書の処理もまた、少年係裁判官の任務に属する。未成年者の尋問が求められる場合、事務配分に際して、その他の刑事事件における司法共助の処理も少年係裁判官に移譲することが望ましい。

二、他の区裁判所が後見裁判所として管轄権を有する少年又は青年に、区裁判所における裁判官が少年係裁判官又は執行指揮者としてかわる場合、少年係裁判官又は執行指揮者の裁判所が、非訴事件手続法第四六条により後見裁判所の任務を引き継ぐことは、適切でありうる。少年係裁判官は同規定により再度、引き継がれた後見裁判所の任務を移譲することができる。

三、刑事手続の開始後に、少年又は青年に対する後見裁判官の処分が必要となり、しかも彼らに対し公訴が他の裁判所に提起され又は提起されなければならない場合、すでに少年もしくは青年に関わり又は間もなく関わるであろう少年裁判所に後見裁判所の任務を移譲することが望ましいかどうかを後見裁判所は調査しなければならない。

### 第三六条に関する基準

管轄権を有する少年係検察官は、簡易少年手続において口頭による審理への出席を見合わせない限り（第七八条第

二項)、可能な限り審判手続においても起訴を主張しなければならぬ。

### 第三七条に関する基準

一、少年裁判所の構成及び少年係検察官の選任に際しては、特に適性及び資質が考慮されなければならない。少年裁判部は、可能な限り経験豊かな職歴の長い (früheren) 裁判官及び後見裁判官により構成されなければならない。

二、少年刑事司法においては、原則として、長期間の経過により初めて獲得される特別な経験が必要とされる。したがって、少年裁判所における裁判官及び少年係検察官の頻繁な交替は、可能な限り避けられなければならない。

三、少年裁判所における裁判官及び少年係検察官の活動に関しては、教育学、少年心理学、少年精神医学、犯罪学及び社会学の諸分野の知識が有用である。それにふさわしい職業教育が可能とされなければならない。

四、少年裁判所における裁判官及び少年係検察官は、少年援助に資する団体及び施設と接触を保つことが望ましい。

### 第三八条に関する基準

一、少年審判補助者がその調査を記録した報告書が責任の問題を詳述せずに、被疑者の人格、成長及び環境の様子

を明らかにするよう、検察及び裁判所は努力する。報告書は、それがいかなる情報に基づくものであるかを記載しなければならない。報告書の中に存在するすべての情報が記入されない場合、その旨が明示されなければならない。少年扶助の給付が問題となるかどうか述べられるものとする (社会法典第八編第五二条第二項)。

二、少年審判補助者の報告書は、原則として刑事手続き及び過料手続に関する基準第一八五号第三項及び第四項による記録閲覧から排除されるものとする。

### 第三九条乃至第四一条に関する基準

第四〇条第二項による少年裁判部の決定は、検察又は被告人ではなく、少年参審裁判所の裁判長のみが促すことができる。受理に関しては、被疑者又は証人が多数であるために職業裁判官一人では適切に処理することができない刑事事件が特に考慮される。

### 第四二条に関する基準

一、後見裁判官の処分が必要でない違法性がわずかな非行の場合、原則として、身柄を拘束されていない被疑者が公訴提起時に在住していた地域を管轄し (第四二条第一項第二号)、又は被疑者が逮捕された地域を管轄する (刑事

訴訟法第九条) 少年裁判所に檢察は申立てをなす。

二、第四二条第一項第三号の場合において、それによつて管轄権を有する裁判所に公訴が提起されなかつた場合、檢察は執行指揮者に公訴の謄本を送致し、手続の結果を通知する。

#### 第四三条に関する基準

一、檢察の捜査は、行為の法律効果に関する公正な(sachgerechte) 裁判を可能にする任務も負う。刑事手続及び過料手続に関する基準第一七号は、これを準用する。

二、人格の調査に関しては、前科に関する記録及び後見裁判官の記録が援用されなければならない。執行施設の記録、少年救護ホームの報告、ならびに学校の記録文書は、少年の人格に関する重要な情報を与えうるものである。

三、少年が未決勾留を受けている場合、檢察又は裁判所は、原則として少年につきなされた人格調査に関する報告、施設における少年の行状に関する報告、及び少年の特性に関する報告を執行施設に要求する(未決勾留執行令第七九条)。少年が拘留(Strahft) されている場合、同様に取り扱うものとする。少年救護ホームへの仮収容(第七一条第二項、第七二条第四項) が行われる場合、ホームの管理

者の意見を聞かなければならない。

四、被疑者にホーム又はそれと同等の施設における教育のための援助が与えられる場合、少年局の他に施設の管理者も直接に意見を求められなければならない。

五、被疑者が保護観察官の監督・指導の下にあり、又は被疑者のために教育扶助者が選任されている場合には、これらの者の意見も聴かなければならない。このことは、被疑者が援護者の下に置かれ、又は社会訓練コースに参加している場合にも妥当する。

六、少年刑法の処分及び刑罰は、原則として、行為後すぐに行われる場合に、最も効果的である。檢察は、その捜査状況がそれを許すときには直ちに少年局に通知するよう努力し、少年局がその調査を可能な限り迅速に行えるよう努力する。適切な場合には口頭又は電話による報告を—文書による報告を前提とし、又はそれに代えて—要求することができる。檢察又は、裁判所は、記録にその内容を書き留める。

七、檢察は、—原則として電話により—可能な限り早く少年局に、起訴をするかどうか及びどの裁判所に起訴をするか、又は簡易少年手続(第七六条) における申立がなさ

れるかどうかにつき、通知する。手続が行われなければならない場合、少年局は、一般に裁判所に直接報告し、かつ検察に報告書の謄本を送致する。これは、審判手続を行う前に必要なことをなすよう、適時に行われなければならない。検察は、第四五条により訴追を見合わせることを考慮しているが、なお少年局の意見が必要であると思料する場合、少年局に対し報告をなすよう要求する。他の適切な場合、特に有罪を証明できないため検察が手続を中止しようとする場合、検察は少年局に、報告が不必要であること、及びなぜ報告が不必要であるかを通知する。

八、鑑定人による少年の調査は、特に次の場合に行われる。

- (a) 非行が少年の精神的疾患と結び付いているという推測に理由が存する場合、
- (b) 少年において心的、知的又は肉体的な特殊性が顕著な場合、又は、
- (c) 明確な原因もないのに少年が著しく不良化している場合。

九、第四三条は、一般刑事事件について管轄権を有する裁判所における少年に対する手続及び青年に対する手続に

においてもこれを適用する（第一〇四条第一項第三号、第一〇九条第一項第一文・但し第一〇四条第三項、第一一二条を参照）。

#### 第四四条に関する基準

一、尋問は、特に、少年がしばしば予断を持つ審判手続の前に、少年の人格像を把握し、それにより刑法的な責任（第三条）の証明をも容易にするという目的に資する。この尋問は、本法で規定されてはいないが（第一〇四条）、一般刑事事件について管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においても適切なものでありうる。同様のことは、第一〇五条に鑑みて青年に対する手続においても妥当する（第一〇九条）。尋問は、第四三条第二項又は第七条第一項による少年に対する調査が適切であるかどうかの決定のための基礎とすることができる。弁護人選任に関する裁判についても、第六八条により、このことは妥当する。

二、尋問の際には、刑事手続及び過料手続に関する基準第一九号において述べられている諸原則、及び就学児童が尋問される場合には、例えばこれに関し発せられている規定が考慮されるものとする。

#### 第四五条に関する基準

一、中程度の重さまでの比較的軽微な非行の場合、判決による少年刑法上の制裁が断念されうるかどうか常に調査されるものとする。

二、特に初犯の (erstmalig auffälliger) 少年の行為において、責任の程度が小さく、影響が小さい少年に典型的な非行が問題となっており、すでに行為の発見及び捜査手続により生じた作用を超えて教育処分が必要とされないときは、第四五条第一項の適用が検討されるものとする。

三、第四五条第二項の意味における教育処分は、行為の違法性及びその結果に対する少年の理解を促進するのにふさわしいものでなければならぬ。教育処分は、教育権者、また例えば少年局、学校、又は職業教育者によって行われる。未だ適切な教育処分が行われていない場合、検察は、自ら手続打ちりのための要件を導くことができるかどうかを検討する (例えば、少年との教育的な話し合いをなし、少年に戒告を与え、又は行為者—被害者—和解の枠内における損害回復を提案することによって)。これに関しては、被疑者が事実関係 (Tatvorwurf) を真摯には争っておらず、検察の提案に同意をし、かつ教育権者及び法定代理人

が異議を唱えないことが必要である。

四、検察が第四五条第三項による提案を考慮する場合、この決定 (Entscheidung) の準備にあたり少年審判補助機関に未だ意見を聞いていない限りにおいて、検察は事実関係を報告して少年審判補助機関に通知する。

五、第四五条は、一般刑事事件に関し管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用し (第一〇四条第一項第四号)、少年刑法が適用される場合に限り、青年の手続においても適用する (第一〇九条第二項)。

#### 第四六条に関する基準

一、検察は、被疑者に分かり易い起訴状の形式を特に重視するものとする。性的自己決定に対する犯罪、又は犯罪の態様、及びそれに類する情報に関する詳細は、それが不可欠である限りにおいて記載されるものとする。両親による少年への教育が不十分であることに関する記述は、これをなしてはならない。

二、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続及び青年に対する手続において、第四六条が直接に適用されない場合においても (第一〇四条、第

一〇九条)、その主旨はそこにおいても考慮されるものとする。

#### 第四七条に関する基準

一、裁判所は、手続のいかなる段階においても—すでに審判手続の開始前においても—、審判手続の遂行及び継続が必要であるかどうか、又は第四五条と関連して第四七条により、検察の同意を得て処理することができるかどうかを検討することができる。このことは、その間、適切な教育的対応が少年の社会的環境の中で行われ、又は少年審判補助機関の関与に基づいて、しかるべき可能性が開ける場合に、特に考慮される。

二、簡易少年手続においては、口頭による審理に、検察が関与しない場合には、第四七条第一項第二文、第二項第一文による手続の打切りに関し検察の同意は必要でない(第七八条第二項第二文)。

三、第四七条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用する(第一〇四条第一項第四号)。但し、青年に対する手続においてはこれを適用しない(第一〇九条第一項)。裁判所が少年刑法を適用する場合、第四七条第一項第一文第一号、

第二号、第三号、第二項及び第三号は、これを準用する(第一〇九条第二項)。

#### 第四八条に関する基準

法学研究又は研修 (Vorbereitungsdienst) 中の者、及び警察における教育又は社会奉仕のための教育を受けている者は、一般に出席を許される。学校のクラス又はその他の大規模な集団の審理への関与を認めることは、教育上の理由から望ましくない。このことは報道機関についても妥当する。それでもなお裁判長が審判への報道機関の在席を認める場合には、裁判長は、報道において少年の氏名が挙げられ、少年の写真が公表され、少年の身元を示すその他の如何なる報道もなされないように努力する。刑事手続及び過料手続に関する基準第一三一号第二項第三文は、これをその意義に従い適用する。

#### 第五〇条に関する基準

一、少年刑事手続においては、裁判所が少年に関し抱く人格的印象が重要な意義を有する。したがって、軽微な非行が問題となっており、少年審判補助機関の報告に基づき明確な人格像が存在し、かつ遠距離のために少年の出席に多大な困難が伴う場合、又は場合によっては、欠席してい



る少年に対する手続の分離が広範囲な証拠調べに鑑み適当でない場合にのみ、被告人欠席の審理が考慮に入れられる。

二、検察が、簡易少年手続において口頭による審理に関与しない場合、被告人が欠席した審理の遂行に関して検察の同意は、必要でない（第七八条第二項第二文）。

三、審判は、少年の生活における重要な出来事であり、しかも少年の教育のためのものであるという事実を第五〇条第二項は考慮する。したがって、教育権者ならびに法定代理人の出席は、原則的に重要である。審判へのこれらの者の関与は、手続が迅速に確定力をもって終結することに寄与しうる。第六七条第五条は、これを参照する。

四、召喚が他の理由から必要でない場合であっても、援護に鑑み、第五〇条第四項第二文及び第四八条第二項に挙げられた援助者及び援護者に、審判期日の通知をなすことが、被告人の利益において適切であるかどうか、審判前に検討されなければならない。

五、第五〇条第二項は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用するが（第一〇四条第一項第九号、但し、第一〇四条第三項における例外を参照）、青年に対する手続においては

適用しない（第一〇九条第一項、第一一二条）。

#### 第五一条に関する基準

一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続において、第五一条は、裁判所の裁量によりこれを適用することができる（第一〇四条第二項）。青年に対する手続においては、この規定は適用されない（第一〇九条）。この場合、裁判所は、一般手続規定に従つてのみ被告人を審判廷から退席させることができる（特に刑事訴訟法第二四七条を参照）。

#### 第五二条及び第五二条aに関する基準

一、特に第七一条第二項、第七二条第四項及び第七三条によるホーム又は施設への収容は、行為を理由として受ける第五二条、第五二条a第一項第一文の意味におけるその他の自由剝奪として評価されるものとする。

二、第五二条、第五二条aは、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用し（第一〇四条第一項第五号）、青年に対する手続においては、裁判所が少年刑法を適用する場合にのみ適用する（第一〇九条第二項）。

#### 第五三条に関する基準

一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続において、教育処分が必要であると思料する場合、裁判所は、同時に少年刑を言い渡す場合であつても、その選択及び命令を後見裁判所に委託しなければならぬ(第一〇四条第四項)。

#### 第五四条に関する基準

一、少年刑事手続における裁判に関し、少年の人格は、重要な意義を有する。このことは、判決理由においても反映されなければならない、特に執行及び他の事後的な処分における教育活動にとり重要な基礎とならなければならない。有罪を言い渡す判決理由において、少年の心理的、精神的及び身体的な特質が考慮されなければならないという規定は、単なる成育歴の記述によつては十分なものとはならない。このことは、特に少年に援護指示を賦課する判決(第一〇条第二項第三文第五号)、教育のための援助を命じる判決(第一二条)、少年刑を賦課する判決(第一七条第二項)、被告人の有罪を確定する判決(第二七条)に妥当し、又は成熟性が欠けることを理由として少年刑法が青年に対し適用される際の上述の事例の判決(第一〇五条第一項第一号)にも妥当する。

二、判決の言渡しは、教育にとり重要な意義を有する。口頭による判決理由の告知は、少年の性格及び理解力に適合するものでなければならぬ。絶対的に必要とはされないすべての法的叙述は、これを行わないことができる。少年の教育にとり不都合となりうる議論は、避けられなければならない。

三、理由を付した判決の謄本又は控えを少年が受け取らなければならない場合(例えば、刑事訴訟法第三五条第一項第二文、第三一六条第二項、第三四三条第二項による場合)、裁判長は、書面による判決理由を少年に知らせる範圍を決定する。少年が理由の抄本のみを受け取る場合、このことは、少年に関し決定された謄本又は控えに書き留められる。

四、第五四条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においても適用する(第一〇四条第一項第六号)。青年に対する手続においては、裁判所が少年刑法を適用する場合にのみ(第一〇九条第二項)、第五四条第一項を適用する。

#### 第五五条に関する基準

一、教育上の理由から、少年刑事手続はできるだけ早く

終結されることが原則として望ましい。したがって、被告人にとって不利になるような上訴を開始する場合、特別な慎重さが必要である（その他の点につき刑事手続及び過料手続に関する基準第一四七条以下参照）。

二、保護観察のための少年刑の延期の手続又は少年刑の宣告猶予の手続において下される判決に対する不服申立は、第五九条及び第六三条において規定されている。指示についての事後の判決に対する不服申立に関しては、第六五条第二項が参照される。執行手続における判決に対する不服申立に関しては、第八三条第三項第一文が参照される。

三、第五五条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続にも適用し（第一〇四条第一項第七号）、裁判所が少年刑法を適用する場合にのみ、青年に対する手続にも適用する（第一〇九条第二項）。

### 第五六条に関する基準

一、第三一条により形成された単一刑の部分執行を命じる可能性は、慎重を期してのみ用いることができる。特に、個々の有罪の認定を行わない場合、少年の別の人格像が明らかになり、それによって少年刑の賦課がおよそ不必要となりうるかどうかが考慮されるものとする。

二、第五六条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においても適用し（第一〇四条第一項第七号）、裁判所が少年刑法を適用する場合にのみ、青年に対する手続にも適用する（第一〇九条第二項）。

### 第六〇条に関する基準

保護観察計画書の交付及び少年への教示は、別の期日において、教育権者、法定代理人及び保護観察官の出席の下で、行うことが望ましい。

### 第六六条に関する基準

一、第一項の要件が存する場合、裁判所による裁判がなされるものとする。裁判所は、処分又は少年刑の統一的な決定を見合わせる事ができる（第三一条第三項）。

二、特に補充的な裁判が以前の裁判と相当に相違することが予想されうる場合、検察は、第二項により審判手続の遂行を申し立てる。

### 第六七条に関する基準

第六七条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用するが（第一〇四条第一項第九号）、青年に対する手続においては

適用しない（第一〇九条）。

### 第六八条に関する基準

第六八条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用する（第一〇四条第一項第一〇号）。青年に対する手続においては第六八条第一号及び第三号のみを適用する（第一〇九条第一項）。

### 第七一条に関する基準

一、教育に関する仮の命令を発する前に、裁判所は、原則として少年審判補助機関並びに、必要である場合には教育権者及び法定代理人の意見を聴かなければならない。但し、命令が猶予を許さない場合、これを行わないことができる。この場合、事後的な聴取を通知することができる。仮の命令に関する決定には、理由が付されるものとする（刑事訴訟法第三四条）。

資料

二、刑事訴訟法第一一二条以下による勾留状の発付に関する要件が存する場合、適切な少年救護ホームへの仮收容は、特に意義を有する（第七二条第四項第一文）。処分を執行することができ、かつそれで足りる場合、未決勾留を命じ、又は執行することはできない（第七二条第一項第一

文第三文）。それゆえ検察及び裁判所は、適切なホームが利用できるかどうか、並びに、場合によっては施設の長と連絡を始めるかどうかにつき、遅滞なく検討しなければならない。第七二条a及びそれに関する基準は、これを補足的に参照する。

三、勾留状がすでに発付され、かつ收容が可能であることが事後的に明らかとなった場合、勾留状は、收容命令に代えることができる。

四、仮收容が執行できないこと、又は不適切であることが明らかとなり、かつ勾留要件が存続する場合、第七一条第二項による收容命令は、特に勾留状により代えられなければならない（第七二条第四第二文）。

五、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においても、教育に関する仮の命令をなすことができ、少年救護ホームへの仮收容を命じることができる（第一〇四条第二項）。青年に対する手続においては、これらの処分は許されない。

### 第七二条に関する基準

一、逮捕されている少年に対する手続は、共同被疑者に

対する捜査又は委託による証人尋問によつて、可能な限り遅滞のないようになさねなければならない。必要な場合には、手続は分離されるものとする。

二、少年が、彼の通常の所在地でもない、また後見裁判官の教育的任務を義務づけられている裁判所の地区にも属さない土地で逮捕された場合、検察は、原則として遅滞なく少年が単独移送 (Einzeltransport) によつて後見裁判官の教育的任務につき管轄権を有する裁判所に引き渡されるようにする。同時に検察は、後見裁判官の教育的任務を引き受けなければならない裁判所にその任務を移譲するようこれまでの勾留裁判官に提案する。

三、少年救護ホームへの仮収容に関して、第七一条に関する基準は、これを参照する。

四、未決勾留の執行に関し、第九三条及びそれに関する基準は、これを参照する。

五、第七二条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用するが(第一〇四条第一項第五号)、青年に対する手続においては、適用しない(第一〇九条)。

#### 第七二条 a に関する基準

検察及び裁判所は、少年審判補助機関が可能な限り早期に、場合によつては警察によつて、通知を受けるよう配慮する。刑事訴訟法第一二八条による引致が予想される場合、検察及び裁判所は、少年審判補助機関に引致の場所及び期日を通知する。

#### 第七三条に関する基準

一、検察は、刑事事件の重大性 (die Bedeutung der Strafsache) がその重大な処分を正当化し、かつ第四三条第二項による調査では十分でない場所のみ、少年の成長状態に関する鑑定のための準備のための収容を提案する(第四三条に関する基準第八号ならびに刑事手続及び過料手続に関する基準第六一号以下)。

二、弁護人が付されていない被告人には、これを選任するものとする(第六八条第三号)

三、第七三条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続(第一〇四条第一項第二号)、及び青年に対する手続においてもこれを適用する(第一〇九条第一項)。

#### 第七四条に関する基準

一、費用及び立替金は、それが独立して自由に処分でき

る資金から支払われることが推定されうる場合、ならびにその賦課が教育上の理由から適切であると思料される場合にのみ、これを少年に負わせるものとする。少年の資力が費用の支払いならびに立替金の支払いに十分でない場合、少年には費用もしくは立替金のいずれか、又はその一部を負わせることができる。

二、費用及び立替金に関する裁判は、第六六条による確定裁判の補充の際にもなされる。算入を行う裁判において(第三一条第二項、第六六条)第七四条の権限が適用されない場合、この点につき以前の費用に関する裁判(Kos. tenentscheidung)を変えないでおくことを新たな裁判において言い渡すことができる。特に以前の費用に関する裁判に基づいてすでに費用又は立替金が算入されている場合、このことは望ましい。

三、裁判の費用は、裁判費用法第四〇条により、これを算定する。第三一条第二項により刑を算入する場合、又は第六六条により確定裁判を補充する場合、裁判費用の算定に際しては、裁判費用法第四一条を顧慮する。

資 料  
四、少年救護ホームへの仮収容(第七一条第二項、第七二条第四項)の費用、及び観察のための収容(第七三条)

の費用も手続の立替金に属する。

五、賦課された指示(第一〇条)又は遵守事項(第一五条)を少年が履行することで少年に生じる費用は、第七四条の意味における費用及び立替金に属さない。その費用は、少年自身又はそれにつき給付義務のある第三者もしくは給付の用意のある第三者が負う。

六、第七四条は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における少年に対する手続においてもこれを適用するが(第一〇四条第一項第一三号)、青年に対する手続においては、裁判所が少年刑法を適用する場合にのみ適用する(第一〇九条第二項)。

#### 第七六条に関する基準

一、第七六条第一文の要件が存し、かつ第四五条による訴追の見合わせが考慮されない場合、検察は、原則として簡易少年手続における裁判の申立を行う。

二、少年係裁判官に第七七条第一項による裁判及び後の判決に関する明白な基礎を与えるため、検察は、一般に書面により申立を行う。特に検察が口頭による審理に関与しない場合、書面による申立が適切である。申立においては、被疑者に負わせられる犯罪行為及び適用される刑法が示さ

れる。

三、簡易少年手続は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所においても、青年に対する手続においても行われない（第一〇四条、第一〇九条）。

#### 第七七条に関する基準

行為につき裁判官が行う懲罰が不必要であると思料する場合、少年係裁判官は、第四七条に従い処理することができる。これに関して、検察が審理に関与しない場合は、口頭による審理において検察の同意は必要でない（第七八条第二項第二文）。

#### 第七八条に関する基準

簡易少年手続の迅速な遂行のため、判決の言渡し前にすべきことになっている通知は、時としてしないことができ。但し、手続及び審判期日に関しては、少年審判補助機関へ遅滞なく、必要な場合は電話により通知することを、常に顧慮しなければならない。

#### 第七九条に関する基準

青年に対する略式命令及び促進手続に関しては、第一〇九条に関する基準第二号及び第三号が参照される。

#### 第八〇条に関する基準

一、特に、少年がくり返し犯罪を犯し又は重大な犯罪を犯し、かつそれらへの感化のために懲罰が必要である場合には、教育上の理由から、私訴犯罪の訴追が必要とされる。

二、反訴に関しては、私訴にかかわった裁判所が管轄権を有する。少年の反诉被告に対しては、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所は、懲戒処分（第一三条）のみを自ら科することができる。一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所が教育処分を必要であると思料する場合には、裁判所は第一〇四条第四項第一文にしたがう。

三、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所に対しては、少年に対する私訴及び付帯訴訟を提起することはできない（第一〇四条第一項第一四号）。青年に対しては、一般刑法が適用されるか少年刑法が適用されるかにかかわりなく、私訴及び付帯訴訟が許される（第一〇九条）。この点でも、原則的には少年係裁判官が管轄権を有する（裁判所構成法第二五条第一項との関連において少年裁判所法第一〇八条第一項及び第二項）。

#### 第八一条に関する基準

一、行為者—被害者—和解及び損害回復の可能性に、注

意されねばならない。

二、刑事訴訟法第四〇三条以下の規定は、一般刑事事件につき管轄権を有する裁判所における手続においても、少年に対しては適用されないものとする（第一〇四条第一項第一四号）。青年に対する手続においては、これらの規定の適用は、少年刑法が適用される場合のみ排除される（第一〇九条第二項）。

### 第八二条乃至第八五条に関する基準

#### I、執行指揮に関する管轄権

一、執行指揮者は、次の者である。

(a) 自ら単独で又は第一審の少年参審裁判所の裁判長として言い渡したすべての手続における少年係裁判官（第八二条第一項、第八四条第一項）。

(b) その他のすべての場合における、後見裁判官としての教育的任務を負う区裁判所の裁判官（第八四条第二項、第三四条第三項）、もしくは区裁判所が属する地区の地区少年係裁判官（第三三条第三項）。

二、少年拘禁及び少年刑の執行指揮の場合において、事情によつては、管轄権の移転が行われる。第一号にいう少年係裁判官に代わつて次の者が執行指揮者となる。

(a) 執行指揮の移譲もしくは移転後の執行場所における少年係裁判官（第九〇条第二項第二文もしくは第八五条第二項第一文との関連における第八五条第一項）。

(b) 少年刑の言渡しを受けた者が少年刑務所に収容された後の第八五条第二項第二文、又は第八五条第三項により定められた少年係裁判官

三、裁判所が青年の犯罪行為に関し一般刑法を適用した場合には、管轄権は、刑事執行令の規定によりこれを定める。

#### II、手続一般

一、刑の執行において原則的に必要とされる迅速さは、少年に対して確定した処分及び刑罰の執行に関しては特に重要である。少年に確定した処分又は刑罰に関し、時間的間隔が開くことにより行為、判決、執行の内的関連性が緩まるほど、処分又は刑罰が意図した作用を達する見込みは少なくなる。それゆえ、すべての関係機関は、執行を感銘深く促進する努力をしなければならない。

二、判決の確定力が生じた後、遅滞なく、上述の第I節第一号の執行指揮者に判決の確定力の証明書とともに刑事



記録 (Strafakten) が送致されるものとする。記録が不必要な場合には、執行指揮者に、執行指揮書 (Vollstreckungssheet) 及び判決全文の二部の正本が送付される。確定力のある有罪判決を受けた者が判決確定後に関与した行為のために有罪判決を受けたことに対し共同被告人が上告を申し立てた場合、執行指揮書には上告理由の抄本が添付又は追送されるものとする。刑事執行令第十九条及び刑事訴訟法第三五七条が参照される。

三、第五六条による単一刑の部分的執行が命じられる場合、執行指揮者には、決定の確定力の発生後、遅滞なく、判決全文及び決定の証明付き謄本が各々二部送付される。

四、判決の確定に伴い生じる執行指揮の付随的業務 (報告、集計用カードなど) は、まず第一に執行指揮者として任命された少年係裁判官 (第I節第一号参照) 又は州司法行政庁により別途定められた機関における、一般規定により権限を持つ職員がこれを行う。

五、執行指揮者の裁判が少年係裁判官による裁判でない限りにおいて (第八三条第一項)、少年係裁判官は、執行指揮者として司法行政上の任務を負う。この点で少年係裁判官は、指示に拘束される。刑事訴訟法第四五五条、第四

五六条、第四五八条第二項、及び第四六二条第一項により第一審の裁判所が管轄権をもたず、又は第八三条第二項第一号により少年裁判部が管轄権をもたない場合、少年係裁判官がなす執行指揮者の裁判とは異なる裁判への抗告に関しては、行政処分により決定される。

六、他に規定がない限りにおいてのみ、執行に関して、刑事執行令の規定が適用される (刑事執行令第一条第三項)。少年係裁判官は、執行監督の義務を負う。それにより裁判官による執行命令又は執行監督と関係のない一般行政規則により遂行される執行業務は、司法補助官に移譲される。詳細は、州司法行政庁の命令により定められる。

### III、教育処分における執行指揮

一、指示が賦課される場合、執行指揮者は、少年審判補助機関又は保護観察の場合には保護観察官に、指示の遵守を監督し、重大な違反行為を報告する旨の請求 (第三八条第二項)、及び、指示の変更、その期間の変更、又は解除が適切なものと思料される場合には (第二一条第二項)、このような処分を提案する旨の請求をなすとともに、判決の証明付き謄本を送致する。

二、第二二条の意味における教育のための援助が命じられた場合、執行指揮者は、管轄権を有する後見裁判官に、判決の確定力に関する証明書とともに刑事記録を送付する。

#### IV、戒告及び遵守事項の執行指揮

一、戒告は、判決が確定すれば直ちに、可能な限り、審判に直接引き続いて賦課される。教育権者の出席が適切であるかどうかを検討されるものとする。

二、遵守事項が賦課されている場合、執行指揮者は、少年審判補助機関又は保護観察の場合には保護観察官に遵守事項の履行を監督し、重大な違反行為を報告する（第三八条第二項）よう要求するとともに、判決の証明付き謄本を送付する。適切な場合には、執行指揮者は、遵守事項の履行を自ら監督する。

#### V、少年拘禁の執行指揮

一、第一に執行指揮者として管轄権を有する少年係裁判官自身が、執行指揮者でない場合（第九〇条第二項第二文参照）、少年係裁判官は、執行指揮者に執行指揮権を移譲する。執行指揮者の同意を得て、少年係裁判官は、まず少

年拘禁開始のための召喚を指示することができる。執行指揮者が移譲される場合、少年係裁判官は、新たな執行指揮者に刑事記録、又は刑事記録が不必要である場合には執行指揮書を送付する。

二、少年拘禁施設又は州司法行政庁の休日拘禁室への収容は、執行指揮者の収容請求により行われる。この場合、執行指揮者は、少年拘禁開始のための召喚状において定められた時期を、又は有罪の言渡しを受けた者の身柄が拘束されている場合には、有罪の言い渡しを受けた者がそこから移送されるべき施設を通知する。さらに執行指揮者は、釈放時期の確定に関し意義をもちうる事情（例えば、仕事や学校の始業）を請求において可能な限り通知する。

三、執行指揮者は、身柄を拘束されていない有罪判決を受けた者を、所定の書式用紙を用いた簡単な書状により少年拘禁の開始のために召喚する。開始時期は、日時をもってこれを定めるものとし、釈放予定時期を通知するものとする。開始時期を定める際には、有罪の言い渡しを受けた者の職業関係及び交際関係が考慮されるものとする。

四、判決が即時に確定力をもち、かつ裁判長が自ら執行指揮者であるか、又は執行指揮者の同意を得ることができ

る場合、召喚は、可能な限り審判手続に引き続いて行われる。適切な場合には、審判手続に引き続いて、少年拘禁の即時開始のための口頭による召喚を行うことができる。

五、少年拘禁施設又は休日拘禁室に関する運営費についての指示は、州の少年拘禁執務令による。

六、召喚と同時に、教育権者、および社会法典第八編第三四条による教育のための援助の場合において少年局は、召喚について通知されるものとし、少年拘禁の適時の開始につき配慮するよう要求する。少年が通う職業教育の長もしくは少年の雇用者及び学校長又は職業学校長もまた、少年が少年拘禁に服すべき場所及び日時につき通知を受けなければならぬ。指示された者に召喚状を提示し、召喚状を閲覧したことをその者に証明してもらうことを、少年に課することもできる。拘禁が休日又は少年の休暇期間中に執行され、かつ通知から少年の成長にとって望ましくない不利益が少年に生じうる場合、通知は行われてはならない。

七、有罪の言い渡しを受けた者が十分な弁解もないのに少年拘禁開始に関する召喚に従わず、又は即時の召喚(fristloser Ladung)につき少年拘禁開始の準備ができていないことを明らかにした場合、執行指揮者は、有罪の言

い渡しを受けた者が直ちに執行に付されるよう指示する。

強制移送(Zwangszuführung)に関しては、執行指揮者は、警察又はその他の適切な機関の援助を得ることができ。警察は、移送につき被拘禁者共同移送(Gefangenen-sammeltransport)が考慮されないように指示を受ける。

八、拘禁期間(Arrestzeit)の算入に関しては、少年拘禁執行令第二五条を参照する。

## VI、少年刑の執行指揮

一、少年刑の教育効果は、執行が遅れることにより、多大な危険にさらされる。したがって、身柄を拘束されていない有罪の言い渡しを受けた者は、判決の確定力の発生後直ちに、少年刑の開始のために召喚されなければならない。未決勾留又は仮収容されている(第七一条第二項、第七二条第四項)有罪の言い渡しを受けた者は、管轄権を有する執行施設に収容されなければならない。判決がまだ理由をつけて文書化されていないという事情は、執行延期を正当化しない。収容請求に判決全文の謄本を添付することができない場合、判決が作成されれば直ちに、謄本は、執行施設へ追送されるものとする。判決内容を知ることが、執行

の効果的な形成に不可欠であるから、この場合にも迅速さが必要である。

二、有罪の言い渡しを受けた者が二四歳を超える場合、第八五条第六項による執行指揮は、これを移譲することができる。この場合、執行指揮の範囲における更なる裁判に關しては、行刑裁判所が管轄権を有する。第八八条第二項による猶予が第八八条第三項を考慮して中止できるよう、第八八条第一項による少年刑の残余部分の延期を検討するため、適時に関係書類が行刑裁判所に提出されるものとする。

三、執行指揮者は、有罪の言い渡しを受けた者を管轄権を有する司法執行施設に收容し、有罪の言い渡しを受けた者が少年刑務所に收容されるまでの間、執行を指揮する。收容請求には、常に判決全文の謄本三部が添付され、又は追送されるものとする。有罪の言い渡しを受けた者に対して第一二条による教育のための援助が以前に命じられている場合、このことは教育処分執行に従事する官庁の報告により、司法執行施設に通知されるものとする。

資 料  
四、召喚と同時に、教育権者、および社会法典第八編第三四條による教育のための援助の場合において少年局は、

召喚を通知されるものとし、少年刑の適時の開始につき配慮するよう要求する。少年が通う職業教育の長もしくは少年の雇用者及び学校長又は職業学校長もまた、少年が少年刑に服すべき場所及び日時につき通知を受けなければならぬ。指示された者に召喚状を提示し、召喚状を閲覧したことをその者に証明してもらうことを少年に課することもできる。少年刑が休日又は少年の休暇期間中に執行され、かつ通知によつて少年の成長にとつて望ましくない不利益が生じうる場合、通知は行われてはならない。

五、身柄を拘束されておらず、かつ少年刑の執行のため居住地から一〇キロメートル以上離れた少年刑務所に收容される無資力の有罪の言い渡しを受けた者に対し、執行指揮者は、少年刑務所までの移動に關し乗車券、又は、無料乗車証明書 (Gutscheinverfahren) による方法が慣例である場合には乗車券に代わる証書 (Gutschein) を交付することができる。

六、有罪の言い渡しを受けた者が少年刑務所に收容された旨の通知 (刑の開始の通知) を受けた場合、執行指揮者は、第八五条第二項又は第三項により收容とともに執行指揮を委ねられた少年係裁判官に刑事記録又は執行指揮書を

送付する。少年刑務所は、新たな執行指揮者に遅滞なく、執行開始書の複写、刑期計算を付した収容請求書の写し、及び収容請求書と共に送付された二部の判決謄本を送付する。

七、第八五条第二項又は第三項により管轄権を有する執行指揮者は、個々の少年の資質を信頼し、かつ執行においてその成長を追求する。執行指揮者は、施設長及び執行職員と緊密な関係を保ち、助言により、重要な意義を有する執行業務に関与する。

八、保護観察のために残余刑を猶予する場合において、遠距離のために、執行指揮者が有罪の言い渡しを受けた者又は保護観察官と緊密な関係を保つことができない場合、執行指揮の返還及び委譲（第八五条第五項）をなすことが望ましい。執行指揮が返還され又は委譲される場合、これまで管轄権を有していた執行指揮者は、保護観察のための残余刑の猶予を取り消す前に、再度執行指揮を行うことができるように、保護観察期間中の有罪言渡しを受けた者の行状に関して、常に事情に通じておかねばならない。原則として、執行指揮者が、執行指揮を委譲する場合、保護観察のための残余刑の猶予を取り消す決定をする前に、執行

指揮を再び引き受けることを明確に留保することが望ましい。

#### Ⅶ、改善及び保安の処分<sup>の</sup>執行指揮

一、改善及び保安の処分の執行指揮に関する管轄権は、第八四条及び第八五条第四項にしたがう（第Ⅰ節第一号及び第二号を参照）。青年の場合に一般刑法が適用される場合、管轄権は刑事執行令の規定による。

二、指導監督の執行指揮に関しては、刑事執行令第五四条aを参照する。

#### 第八八条及び第八九条に関する基準

少年行刑に関する行政規則及び第一〇〇条による前科の抹消は、これを参照する。

#### 第九〇条に関する基準

州司法行政庁の執行施設における少年拘禁の執行に関しては、少年拘禁執行令によって、その詳細を定める。

#### 第九一条に関する基準

少年刑の執行に関して、その詳細は、少年行刑に関する行政規則に定める。

#### 第九二条に関する基準

少年刑を言い渡された者がすでに一八歳に達していたとしても、その者は、原則としてまずは少年刑務所に收容される。有罪の言い渡しを受けた者が少年行刑に適しているかどうかについての裁判（第九二条第二項）は、第八五条第二項又は第三項により管轄権を有する執行指揮者により行われる。少年行刑に適さないことが明白である場合にのみ、一八歳を超えた有罪の言い渡しを受けた者は、管轄権を有する司法執行施設へ直ちに收容される。

**第九三条に関する基準**

未決勾留の執行に関しては、未決勾留執行令第一条第四項、第一三条、第二二条第四項、及び第七七条乃至第八五条において、詳細に規定される。

**第九七条に関する基準**

一、少年刑を理由として連邦中央登録簿法第三九条、第四九条による特権が与えられる場合、前科の抹消が判決により宣告されるかどうか審査し得るよう、申請は、原則として第九八条により管轄権を有する少年係裁判官に提出されるものとする。前科が抹消される旨宣告された場合、有罪の言い渡しを受けた者には、そのことにより申請が処理されたとみなされる旨通知されるものとする。

二、第九七条による裁判の中央登録簿への登録に関しては、連邦中央登録簿法第一三条第一項第五号を参照する。

**第九八条に関する基準**

一、前科の抹消に関する手続においては、刑事記録及び執行経過書類の他に執行施設の個人記録 (Personalakten) を用いることが、原則として望ましい。

二、調査委任をなす場合においては、委託された機関は、慎重に調査を行なうことが必要であることに注意を促されることが望ましい。これまでそのことについて知られてなかった者が有罪判決を受けていたことを知られることは、避けられなければならない。

**第一〇〇条に関する基準**

中央登録簿への登録に関しては、連邦中央登録簿法第一三条第一項第五号を参照する。

**第一〇一条に関する基準**

中央登録簿への登録に関しては、連邦中央登録簿法第一三条第一項第六号を参照する。

**第一〇三条に関する基準**

一、少年に対する刑事事件と成人に対する刑事事件との併合は、一般に合目的なものではない。少年に対する刑

事事件と成人に対する刑事事件との併合は、特に、少年が  
 自白しており、かつ事実関係が明白である場合、又は成人  
 につき少年の両親が問題となる場合には適切ではない。

二、例えば、少年の欠席において成人の被疑者に対し審  
 理が行われ判決がなされる場合、又は成人の被疑者に対す  
 る手続の遂行に長期間障害がでている場合、別個に処理す  
 ることが合目的であることが証明されれば、直ちに検察  
 官は併合された事件の分離を提案する。

三、第一〇三条は、青年に対する手続においてもこれを  
 適用する（第一一二条第一文）。

#### 第一〇四条に関する基準

第二項によりその適用が裁判官の裁量にかかる手続規定  
 としては、例えば第五一条（関係者の一時退廷）、第六九  
 条（附添人）、第七一条（教育に関する仮命令）、及び第七  
 二条第四項（未決勾留に代わる少年救護ホームへの収容）  
 が考慮される。

#### 第一〇五条に関する基準

一、青年の刑法上の有責性を、第三条による成熟性の欠  
 如を理由として否定することはできない。青年の刑法上の  
 有責性は、一般規定によつてのみ判断される。重大な発達

障害 (Entwicklungsängel) は、刑法第二〇条もしくは  
 第二一条による責任能力が否定又は限定されるかどうかの  
 調査をおこなう契機となりうる。

二、教育のための援助（第九条第二号、第一二条）は、  
 青年に対しては適用されない。それに代えて援助者による  
 観護の指示が特に考慮される（第一〇条第一項第三文第五  
 号）。

#### 第一〇八条に関する基準

検察は、身柄を拘束されていない被疑者に対する公訴を、  
 原則として当該被疑者が公訴提起時に滞在する地区の裁判  
 所に提起する。—例えば、交通刑事事件において—行為地  
 に住む証人の大多数が尋問されるものとされている場合、  
 行為地につき管轄権を有する裁判所における公訴提起が特  
 に考慮される。

#### 第一〇九条に関する基準

一、少年に対する手続とは異なり、青年に対する手続は、  
 原則として公開とする。但し、公開は、裁判所構成法第一  
 七一条a、第一七一条b、第一七二条に挙げられた理由か  
 らのみならず、青年の利益からも排除することができる  
 （これに関しては、第四八条に関する基準を参照）。

二、青年に対しては、一般刑法が適用される場合（第一〇九条第二項、第七九条第一項）にのみ、略式命令を発することが許される。したがって検察官は、第四三条による調査を行い、一般刑法が適用されるべきだという見解に達した場合にのみ、青年に対する略式命令を発することを提案する。

三、簡易少年手続は、青年に対しては許されない。但し、刑事訴訟法第二一二条以下による促進手続は、これをなすうる。

四、私訴及び附帯訴訟は、一般刑法が適用されるか少年刑法が適用されるかにかかわりなく、青年に対してこれをなすうる。この点についても、原則として少年係裁判官が管轄権を有する。

五、検察官は、第四三条による調査に基づき少年刑法が適用されるべきだという見解に達した場合には、青年に第四五条を適用する。

#### 第一一〇条に関する基準

一、青年に対し一般刑法が適用される場合、執行指揮に  
資 料  
料 関しては、一般規定を適用する。当該青年が学校又は職業  
学校に通っている場合、学校長は、執行官庁から当該青年

が自由刑に服するものとされている場所及び日時につき通知を受けるものとする。学校長に召喚状を提示し、召喚状を閲覧したことを学校長により証明してもらうことも青年に課することができる。少年刑が休日又は青年の休暇中に執行され、かつ通知によって青年の成長にとって望ましくない不利益が生じうる場合には、通知を行うことはできない。

二、少年刑務所における自由刑の執行可能性に関しては、第一一四条及びその基準を参照する。

#### 第一一四条に関する基準

一、少年刑務所における教育作用が期待され、その者が少年刑務所にいることにより他の被收容者の教育にとり不利益を及ぼすおそれがない場合、二四歳に満たない自由刑の言い渡しを受けた者は、少年行刑に適する。

二、二一歳に満たない自由刑の言い渡しを受けた者は、少年刑務所に收容される。但し、司法執行施設中に、若年被收容者のための特別な区画が存する場合、司法執行施設への收容を行うことができる。

三、二一歳以上二四歳未満の自由刑の言い渡しを受けた者は、原則として司法執行施設に收容される。

四、二四歳に満たない有罪の言い渡しを受けた者につき



司法執行施設が少年行刑を適切であると思料する場合、司法執行施設は、その者を少年刑務所に移送し、刑の執行官庁にその旨通知する。

五、第一審において判決を下した裁判長の意見を聞いた後、かつ有罪の言い渡しを受けた者が拘禁されている場合、二一歳以上二四歳未満の自由刑の言い渡しを受けた者の少年行刑への適性が明白であるとき、執行官庁は、例外的に、司法執行施設に、その者を直ちに少年刑務所に収容する旨命じることができる。このことは、第二号第二文により少年刑務所へ収容される旨言い渡された二一歳未満の者にも妥当する。

六、二四歳に満たない自由刑の言い渡しを受けた者が少年刑務所に収容されるべきか司法執行施設に収容されるべきかに関する決定は、司法補助官には移譲されない。

七、有罪の言い渡しを受けた者の少年行刑への最終的な受け入れ、及び有罪の言い渡しを受けた者が少年刑務所にとどまることに関しては、いかなる場合においても、当該施設の長がその決定を行う。

(土井政和・武内謙治訳)